

目 次

○巻頭エッセイ「22年前に書いた『東京電力～原発にゆれる電力』と現在」	
.....谷江 武士	1

特集 日本社会の変容と非営利・協同セクター、公益と公共の変容

○「法人制度改革の動向について（公益、一般法人制度を中心に）」	
.....根本 守	2
○「障害者政策の課題からみた2011年障害者基本法改正」	…鈴木 勉 8
○座談会「東日本大震災1年後の課題」	
.....中川雄一郎、角瀬保雄、坂根利幸、司会：石塚秀雄	12

○「TPPと米国の対日医療戦略」	高山 一夫 26
○「ドイツの電力協同組合と地域社会」	石塚 秀雄 29
○「国際協同組合年と日本の社会的経済セクター」	杉本 貴志 37

○社会福祉と医療政策・100話（81―85話）「17 反社会保障の風」	
.....野村 拓	42

○書評 ジャン＝ルイ・ラヴィル編、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳	
『連帯経済―その国際的射程』	石塚 秀雄 48
○事務局ニュース	47
○単行本・報告書・バックナンバー	51

22年前に書いた『東京電力～原発にゆれる電力』と現在

谷江 武士

2011年3月11日に空前の東京電力原発事故が発生しました。22年前に、角瀬保雄先生のもとで書いた『東京電力～原発にゆれる電力』（1990年、大月書店）を思い出しました。先生の書斎で、もっぱら懸命にワープロで文章を入力した記憶がよみがえってきました。私は近くのホテルで泊り込んでいましたが、夜は奥様の手料理を頂き大変お世話になりました。ホテルに帰ってもワープロ入力や文章を必死で考えました。執筆に先立ち先生から多くの参考文献を紹介して頂きました。先生の東京電力に関する幅広い知識に加えて鋭い分析力に感動したのを覚えています。副題「原発にゆれる電力」の背景として既に原発事故がアメリカや旧ソ連そして日本で起こっていました。1979年にはアメリカのスリーマイル島で原子力発電所事故が起きて、原発の安全性についての不安が高まりました。日本でも各地で原発が建設されていました。

私の2番目の勤務校となった新潟県の短大時代には、東京電力の柏崎原発1号機が運転し、同県巻（まき）町にも原発建設計画が持ち上がっていました。1984年に新潟大学の先生方が中心となって「原子力発電問題全国シンポジウム」（日本科学者会議主催、新潟）が開かれることになり、「東京電力の企業分析」の報告をしました。この報告に際しては、当時新潟大学の小山洋司先生、木下勝一先生とともに長岡市のホテルで泊り込みの合宿をして、貴重な資料やアドバイスを両先生から頂きました。その後1986年には、旧ソ連でチェルノブイリ原発事故が起き、原発の安全性に関する不安が一層高まっていました。この原発事故から

3年後の1989年1月に東京電力福島第二原発3号機の事故が起きました。この事故は再循環ポンプが破損し、大量の金属破片が炉心に流入するという前例のない事故でした。1年間稼働を停止していましたが、東電から「定期検査で故障が見つかった」と公表されたのは1カ月後でした。原発の安全性に対する東京電力の姿勢が問われました。この『東京電力～原発にゆれる電力』の出版もこの時期でした。この著書は、原発事故の警鐘の意味もありました。

2011年3月11日の東京電力原子力発電事故は想像以上で、東日本の多くの地域住民に放射能という目に見えない恐怖を与え、巨額の損害を与えています。今なお、賠償金支払いなど解決すべき課題が多く残っています。この著書の「電力産業と東京電力の将来」という章では、「通産省（現在の経産省）の官僚たちは電力会社を“巨大化しすぎた恐竜”と呼んでいる」と紹介した上で「環境に適応できなくて死滅した恐竜のように、電力会社が原発推進路線を取り続けたら自滅の恐れがある」と「公社化と民主的管理」を提起しています。誰が東京電力を統治するか。今まさに、東電の経営を巡る論議が焦点になっています。22年前のこの著書ではこの点も含めて、電力会社の地域独占や電気料金のあり方、「原発と電力」の問題について論じています。今日の原子力発電事故への警鐘や将来の電力産業のあり方についても、この著書は論じています。

（たにえ たけし、名城大学教授）

法人制度改革の動向について(公益、一般法人制度を中心に)

根本 守

21世紀に入り、日本での非営利・協同を志向する組織に対する法人法制につき大きな変化が生じてきた。現時点はその変化の途上にあるといえるが、本稿では、その概要と進捗状況、前進面と課題等につき、会計、税務面を含めて説明、紹介していきたい。

なお、非営利・協同組織の法人形態は法人格を持たない団体を含め多種多様に存在すると考えられるが、ここでは公益、一般法人制度を中心に説明し、関連してNPO（特定非営利活動法人）や非営利活動、事業種類毎の法人形態、協同組合について述べることにしたい。

1. 日本における従来の法人制度

(1) 従来の非営利の法人制度は、大要以下のよう状況にあった。

- ・従来の公益法人（旧民法34条に基づく法人）
- ・特別法に基づく特定の活動、事業種類ごとの法人
（社会福祉法人、学校法人、宗教法人、医療法人（*1）等）
- ・協同組合（消費生協（医療生協を含む）、事業協、農協、漁協）
- ・労働組合 等

これらに共通しての特徴点は以下のとおりである。

- a 営利の追求、出資者への配当、財産分配を目的とはしていない。
- b 社員、組合員を基礎とした社団等の他、設立時の寄付財産を基礎とした財団もある。（民法34条法人や医療法人の一部、社会福祉法人、学校法人、宗教法人は財団）
- c 社員は出資額に関わらず、一人一票の議決権

である。また、社員等は基本的には個人である。（事業協を除く）

- d 基本的に行政庁の認可が必要である（労働組合は労働委員会の証明）。事業等ごとの特別法に基づく法人が見られる背景としては、行政の「縦割り」の影響もあると思われる。

- (*1) このうち医療法人は、根拠法規である医療法上非営利とされているが、出資持分を持つものや開業医の節税策として設立された一人医療法人が圧倒的割合を占めており、実質上の非営利性には検討すべき課題がある。

なお、すでに医療法が改正され、現時点ではこうした法人の新たな設立は認められていないが、既存の「持分ある法人」は「当面」存続が認められている。

- (2) これに対し、営利を基本目的とする主な法人制度は株式会社（有限会社）である。(1)の非営利法人の特徴点と対照的に、営利の追求を第一義目的とし、出資する株主はその持ち株比率に応じた議決権を持ち、基本的に行政認可等は不要で自由な設立ができる（準則主義）。法人数（日本では2009年7月時点で1805千（有限会社等を含む））や経済的影響度は日本や世界において圧倒的である。

- (3) なお、(1)(2)の分類はあくまで法人形態の上でのものであり、実質上の非営利・協同の分類とは必ずしも一致するわけではないという点に留意する必要がある。すなわち、非営利法人形態であっても、事実上営利を追求し協同とは無縁の活動、運営を行っている法人はあるし、株式会社であっても設立時に非営利法人形態の採用が不可能あるいは困難だったことによって営利法人格を取得したのであって、活動事業内容、株式所有の在り方

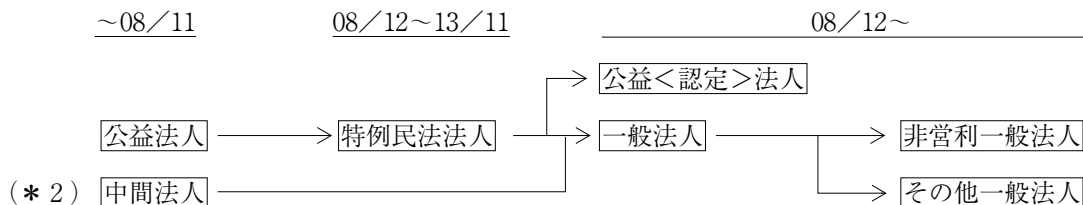
や出資持分、配当等の政策、法人運営等を工夫し、非営利・協同を追求している法人も存在する。

ただし、「存在が意識を規定する」といった言葉にあるように、社会的存在としての法

的基盤である法人形態の在り方が、逆に法人の実質的中味に影響を与える側面もあり、法人形態を全く無視してよいということではないと考える。

2. 公益法人法人制度改革の内容

(1) 旧民法34条法人



(＊２) 2001年度に制度化された法人形態であり、「営利」と「公益」の中間にある法人形態として位置づけられ、社員に共通する利益を図ることを基本目的とし、剰余金の分配を目的としない法人として意義づけられた。当初同窓会や同好会の法人化の受け皿として想定されたが、株式会社と同様の全部課税制度（収入のすべてが課税対象）のため等で増加せず、法人数は最大時で約4千にとどまった。

①制度改革の概要

2006年6月に制定された公益法人改革3法に基づき、08年11月末をもって現在の公益法人制度及び中間法人制度は廃止され、12月よりあらたに準則主義（株式会社と同様に法律に基づく設立手続きを行うことで自由に設立する方法）によって設立される一般法人（社団、財団）の制度がスタートした。従来の公益法人は中間法人と同様基本的に一般法人に移行するが、その内新たに定められた一定の公益要件を満たす法人については、行政が認定する公益<認定>法人への移行も認められる。

なお、従来の公益法人については、経過措置として、11月末での公益法人制度の廃止以降も5年間を限度に「特例民法法人」として従来の法人制度に基づく存続が可能である、

また、一般法人については、税法上の取扱の区分に応じて「非営利」「その他」に区分される。

②改革後の法人形態

特例民法法人：

旧民法34条に基づく公益法人であり、同制

度の廃止以降経過措置として5年間（2013年11月まで）を限度としてその存続が認められることになっている中で、新たな法人へ未移行の公益法人の経過措置期間中における名称をいう。基本的に、公益法人の制度や規制はそのまま存続する。なお、従来と同様社団と財団とに分かれるが両形態間の合併は可能となる。

法人税法上は「公益法人等」に含まれ、原則非課税、税法の定める収益事業のみが課税対象となる。

旧民法34条に基づく法人は約25千存在したが、2011年12月時点では、約16千残存している。2013年11月までには0となる。

公益<認定>法人：

公益法人から移行する法人や新たに設立される一般法人の内、新たに定められた公益目的やさまざまな要件を満たすものとして、国や都道府県が設置する「公益認定等委員会」の答申を受けて、行政が認定する法人。なお、従来と同様社団と財団とに分かれるが両形態

間の合併は可能となる。

ポイントとなる財務的な認可時及び認可後の継続要件は以下の通りである。

- ・公益目的事業の遂行
- ・公益目的事業に関わる収入がその実施に要する適正費用の範囲内
- ・公益目的事業比率が50/100以上
- ・遊休財産額が公益目的事業費用の範囲内
- ・収益事業等で生ずる剰余の公益目的事業への繰入割合50/100以上
- ・解散 or 認定取消の場合公益目的取得財産残額の同種の法人への寄付

法人税法上は「公益法人等」に含まれ、原則非課税、税法の定める収益事業（公益目的事業は除外）のみが課税対象となる。また、収益事業の利益から支出した公益会計への「寄付」分につき、少なくとも利益の50%は損金と認められる。

2011年12月時点では、約5千存在している。

一般法人：

定款等で社員等への剰余金や残余財産の分配をうたわない法人であり、その意味で「非営利」と整理される。準則主義での設立が認められ、行政からの規制も基本的にはなくなる。なお、従来と同様社団と財団とに分かれるが両形態間の合併は可能となる。

中間法人から移行する法人及び公益法人から移行する法人の内公益<認定>法人以外の受け皿となる法人でもある。

法人税法上は「普通法人」に含まれ、株式会社等と同様にすべての活動、事業の損益結果が課税対象となる。

2011年5月時点では、非営利一般法人を含め、約13千存在している。

非営利一般法人：

一般法人の内、以下のような要件のいずれかに該当する法人として税務署に届出を行うことで、税制上「公益法人等」の位置づけとなる法人である。

<剰余金非分配>

- ・定款における剰余金の非分配の記載

- ・定款における解散時の残余財産の国等及び公益<認定>法人等への帰属の記載
- ・同族役員の規制

<共益>

- ・会員相互の支援等共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
- ・会員が負担する会費が定款あるいは定款に基づく規定や総会等で定められていること
- ・定款にて特定者への剰余金分配や残余財産の帰属を与えていないこと
- ・同族役員の規制
- ・特定者への特別な利益提供がないこと

法人税法上は「公益法人等」に含まれ、原則非課税、税法の定める収益事業のみが課税対象となる。なお、収益事業の利益から支出した非収益事業会計への「寄付」は損金と認められない。

(2) NPO (特定非営利活動法人)

1998年に制定された特定非営利活動促進法に基づき設立される法人であり、以下12項目の非営利活動を「不特定かつ多数のもののために」行うことを目的として運営される社団である。

- ① 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 文化、芸術またはスポーツの推進を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 災害救援活動
- ⑦ 地域安全活動
- ⑧ 人権の擁護または平和の推進を図る活動
- ⑨ 国際協力の活動
- ⑩ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑪ こどもの健全育成をはかる活動
- ⑫ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

NPOの特徴点は、行政当局からの「認証」を受けることで法人設立ができる点である。すなわち、行政への設立届出は必要であり、その後も各

年度の決算報告等を行う必要があるが、行政側は基本的には法人設立要件に合致しているか否かのチェックを行うのみであり、特に指摘がなければ申請後4ヶ月以内に「認証」されることになる。行政による煩雑な認可（公益認定法人、特別法に基づく非営利法人、協同組合等の場合）を受ける必要がなく、一方で準則主義に基づく自由な設立

（株式会社、一般法人等の場合）でもない。

法人税法上は「公益法人等」に含まれ、原則非課税、税法の定める収益事業のみが課税対象となる。なお、収益事業の利益から支出した公益会計への「寄付」は損金と認められない。

2011年8月時点では、約43千存在している。

3. 現状の非営利・協同の法人形態の税制

以上を総括し、現状の非営利・協同の法人税制 一覧表で示すと以下のようになる。
につき、医療や福祉を進める法人を対象として、

	法人税課税	法人税率（＊3）	公益会計への寄付金 損金算入	法人への個人寄付 の寄付金控除
特例民法法人	収益事業課税	22%	収益事業所得×20%	一部を除き適用無し
公益認定法人	収益事業課税（なお公益目的事業は除外）	30%	収益事業所得×50% or 公益寄付全額	適用あり
非営利一般法人	収益事業課税	30%	適用無し	適用無し
その他一般法人	全部課税	30%	適用無し	適用無し
NPO	収益事業課税	30%	適用無し	適用無し
認定 NPO	収益事業課税	30%	収益事業所得×20%	適用あり
社会医療法人	収益事業課税（なお医療保健業は除外）	22%	収益事業所得×50% or 2 百万円	適用無し
特定医療法人	全部課税	22%	適用無し	適用無し
その他医療法人	全部課税	30%	適用無し	適用無し
社会福祉法人	収益事業課税	22%	収益事業所得×50% or 2 百万円	適用あり
協同組合	全部課税	22%	適用無し	適用無し
法人格なき団体	収益事業課税	30%	適用無し	適用無し
株式会社等	全部課税	30%	適用無し	適用無し

（＊3）税制改定により、2012年度より一定率引き下げられる。

4. 法人制度改革動向をどう見るか

以上の動向を踏まえての評価につき、以下私見を述べていきたい。

（1）非営利・協同の法人形態の進展

非営利・協同の法人形態という立場から、下記のような点で一定の進展がみられる。これらは、この間の非営利・協同組織の諸活動が社会的に認

知され、一方その発展を市民サイドからも求められていることの反映として評価されよう。

①株式会社と同様の非営利法人の設立制度の実現

従来、非営利の法人形態については、基本的に行政認可を必要とする法人形態がほとんどであった。2001年度に制度化された中間法人は準則主義に基づく任意の設立が可能であったが、法人税制上、会費や寄付金等の収入も含めすべてを課税対象としたため、実質上非営利の法人形態として広

がることはなかった。

しかし、法人制度改革により一般法人制度ができ、準則主義に基づく自由な設立が認められたこと、税制上一定の要件を満たすことで、会費等は課税されない非営利一般法人となることが可能となったことで、実質上も非営利・協同の法人形態として活用しうるものとなったと考えられる。

また、特別法に基づく特定の活動、事業種類ごとの法人形態と異なり、特定の事業遂行のしづらい点でも自由度を持ち、認証基準で設立できる NPO と併せ、非営利一般法人の形態は、非営利・協同組織を目指す人々にとって、選択肢を増やすこととなる。

なお、行政認可が必要とされる社会福祉法人においても、従来の厳格な認可要件（不動産の自己所有ないし 1 億円以上の自己資金といった資産要件）が柔軟化されてきているといった動きも注目される。

②税制上の「優遇」

①で述べた非営利一般法人での収益事業課税制度等以外にも以下のような税制上の「優遇」が制度化されている。

・公益認定法人

税制上の取り扱いは、従来の旧民法34条に基づく公益法人と基本的に変わらないが、税制上の収益事業に該当するものでも公益目的事業として認められれば非課税となること、個人からの寄付金について寄付金控除が認められること、といった前進面も見られる。

・社会医療法人制度

医療法人中、公益的医療活動や運営の民主制等の要件をクリアした法人について、社会医療法人とし、法人税法上公益法人等に含まれることで原則非課税となり、また、医療法上の本来事業は収益事業から除外されることとなった。

・認定 NPO 制度の拡充

NPO 中、収入に占める寄付金収入割合等一定の要件を満たすものについて、認定 NPO として個人からの寄付金について寄付金控除が認められ

てきた。この要件が厳しすぎて大きな広がりとはならなかったが、2011年度税制改定においてこの要件が柔軟となり、認定 NPO となる道が広がった。

③その他

消費生活協同組合法において、医療事業が生協の本来的事业として明文化された。医療生協のこの間の発展の社会的認知の反映と評価される。

（２）法人制度改革の課題

一方で、この間の制度改革を必ずしもろ手をあげて歓迎する訳にはいかない。制度改革が単純に非営利法人制度の発展を目指すものとはいえず、新自由主義（市場原理主義）の立場で、株式会社等の営利法人形態との「イコールフットイング（競争を行う際の諸条件を平等にすること）」を求めていることが改革内容に色濃いからである。

この点で、非営利・協同の立場からは、適切な批判的立場を堅持するとともに、今後の動向につき十分に警戒していく必要があると考える。

①一般法人等や協同組合に対する税制

前述のとおり、一般法人制度は税制上は営利法人形態である株式会社等とまったく同じ全部課税であり、言い換えると、市場において株式会社と同じ競争条件で活動することを求められている。

一定の要件をクリアした非営利一般法人や行政認可法人である公益認定法人や特別法に基づく法人形態さらには NPO はあくまで税制上の「例外」との位置づけである。したがってそれらの法人形態の増加、市場における営利法人形態との競合等の状況により、制度が改悪される可能性も考えられる。

また、協同組合に対する税制は引き続き株式会社等と同様の全部課税であり、2 割程度の税率軽減が行われているに過ぎない。「協同組合は配当を行うので営利法人」という米国型の法人分類に基づくものと考えられる。

以上のとおり、税制上、「イコールフットイング」の考え方に基づく取り扱いが基本である。

②公益認定法人の認定動向

この間の公益法人の認定動向の特徴点は、基本的に認定数をできる限り絞る方向であり、移行期限まで1年半に迫っているにもかかわらず特例民法法人が16千も残っている理由はここにあると考えられる。旧公益法人が担ってきた事業や市場を「開放」し、営利法人形態等にも算入させる意図がうかがえる。

そして、そこで出されている各県認定委員会事務局の見解には文字通り「イコールフットイング」の論理が出されている。すなわち、「介護事業は株式会社も参入できるので公益目的事業には該当しない」「医療事業で開業医や民間医療機関と同じ診療行為は公益事業ではない」といったものである。医療や介護において、その活動は有機的に結びついており、通常の医療介護と公益的(例えば社会医療法人の認定要件となる救急医療や無料低額診療事業)医療とを機械的に分類することは困難であることは自明である。

こうした困難を打ち破り、本来の公益認定手続きを進めていくよう取り組んでいくことが求められている。

③共済制度の動向

保険業法の改悪を契機に発生した非営利・協同の共済活動を生損保の保険事業と同一化して法規制する動きについては、すでに多数の論考で概要紹介がされているのでここでは繰り返さないが、協同組合共済等制度共済の法規制は、生損保会社に対するものとはほぼ同様となっている。

また、旧公益法人が行う共済事業については、

経過措置として法人移行までは継続が認められたが、移行後は他の任意共済と同様の扱いとなった。2010年の保険業法再改定により一定の継続の可能性が生じているが、特定保険業としての金融庁に対する届出義務や各種規制が課せられている。

④会計制度の動向

21世紀に入り、企業会計の動向は、投資ファンド等の投資家を主要対象とした短期的企業評価に資する会計情報としての時価主義会計への傾斜を強めてきた。さらに、経済のグローバル化を根拠に、国際会計基準と各国会計基準との統一化を進める動きとなっている。

こうした企業会計の動向に対し、日本での非営利法人の会計基準の基本的姿勢は、「企業会計の水準に追いつく」という立場でそれらを機械的に受け入れる立場であり、医療法人、公益法人、生協等会計基準においても、税効果会計、金融商品会計、固定資産減損会計といった時価主義会計を導入する改定が一斉に実施されてきている。

しかし、非営利法人には投資家は存在せず、株式相場や不動産相場のアップダウンに一喜一憂するような関係者は存在しない。非営利活動による地域貢献と法人の存続発展をまじめに考え、そのための財務情報を提供することが会計の基本使命である。会計制度の動向についても、それを注視し、批判的立場を堅持しつつそれに対応していく必要がある。

(ねもと まもる、協働公認会計士共同事務所)

障害者政策の課題からみた2011年障害者基本法改正

鈴木 勉

はじめに

大阪発のハシズムが、坂本龍馬の「船中八策」をもじって「維新八策」などと言って、自民党政治にも民主党政治にも失望した市民の集票先として、政界再編の不気味な渦になろうとしているが、市職員への「思想調査」など、言動はむしろ「昭和維新」に似ている。そんな時、「中道左派」を自称する政治学者の近刊書『政権交代とは何であったのか』（山口二郎、岩波新書）を読んだ。本のカバーには、「政権交代への期待感は幻滅へと変わり、いまや政党政治そのものに対する忌避感すら拡がっている」。しかし、「まだ絶望を語るときではない」とある。著者は自らの政治的スタンスを積極的に開示して、民主党政権の軌跡を分析している。

興味を惹かれたのは、第3章でとり上げられている「社会保障をめぐる成功と失敗」であった。障害者政策の転換が、生活保護の母子加算の復活とともに「成功」例として挙げられている。

2011年7月に国会通過した改正障害者基本法について、「従来の障害者政策を転換し、当事者の声を反映させたものに改革するという意味では、一歩踏み出した」と評価している。障害者団体からの改正法への批判も紹介はされているが、それには「およそ、政治の世界には常につきまとう問題である」と言う。また、改正障害者基本法の評価は、閣議決定で批准の日程を決めた「障害者権利条約」からなされるべきであるにもかかわらず、その点の論及はない。さらに、今後の「問題は、基本法改正を踏み台として、障害者自立支援法の改正につなぐことができるかどうかである。その点で、民主党政権の力量が問われる」としている。しかし、障害者（団体）は、障害者自立支援法の「改正」ではなく、「廃止」を求めているのである。

1. 改正障害者基本法の概要

以下では、政府が発表した資料にもとづいて、改正障害者基本法で新たに加えられた箇所を引用する。

- ① 第1条（目的）において、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念」に立つことを明らかにし、また、第3条（地域社会における共生等）では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ」など、障害者が非障害者と同等の基本的人権、尊厳の担い手であることを強調する文言が追加された。
- ② 第2条（定義）において、障害者を「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるものをいう」として、障害関連法規に初めて「社会的障壁」という概念を導入した。同法2項では、社会的障壁とは「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障害となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と説明されている。さらに法対象として、精神障害に「発達障害を含む」として、発達障害者が新たに組み込まれた。
- ③ 第10条（施策の基本方針）において、施策を講じる上での配慮事項として、「障害者の年齢及び障害の状態」（旧法）に「性別、生活の実態」が加えられ、かつ「障害者その他関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」が付加された。
- ④ 旧法第4章の「障害者施策推進協議会」が「障害者政策委員会」となり、合議制の機関として位置づけられ、調査権、監視権（一部、勧告権）が付与された。
- ⑤ 条文に「言語」「精神障害」「司法」「選挙」

「住宅」「災害等の緊急時」「国際協力」「就学前の療育」「保健サービス」「総合的相談」「家族支援」「防災・防犯」「消費者保護」が追加され、「車輛・船舶・航空（のバリアフリー化）」「情報伝達仲介者養成」「権利擁護での意志伝達配慮」が補充された。

これら新たに加えられた文言から判断すれば、旧法よりは改善したといえる。とくに、②の障害概念については、これまでは障害を環境とは無関係にその人の内に存在するとみなしていたのが、障害を環境（社会的障壁）との関係で捉えるようになり、遅まきながら WHO の「国際障害分類」（ICIDH、1980年）とその改訂版である「国際生活機能分類」（ICF、2001年）の障害認識に到達したといえよう。しかし、これら改善点をもって今次の改正基本法の評価としてよいのであろうか。

2. 改正障害者基本法の課題——「施策促進の基本法」から「人権保障の基本法」に

（1）改正法の課題は障害者権利条約の批准にあった

障害者基本法はこれまで数次の改正を行ってきたが、2011年改正の主要な課題は何であったのだろうか。一言でいえば、障害者の権利保障に具体的な拘束力をもたせることにあった。それはまた、2006年に国連総会で採択され、2008年に発効した障害者権利条約の批准にあたっての基本要件でもあった。

民主党政権が総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」（2009年12月設置）の下に置いた「障がい者制度改革推進会議」の「第二次意見」（2010年12月）は、基本法改正の主旨について次のように述べている。「障害のある人を『保護の対象』から『権利の主体』に転換するために『施策促進の基本法』から『人権保障の基本法』へ転換すること。障害のない人と同等の『基本的人権の享有主体であること』と、障害があっても国民と別け隔てられることのない社会を実現するために、合理的配慮のために必要な施策の推進を基本法の目的に定めること」であった。つまり、

障害者を「保護の対象」から「権利の主体」に、障害者基本法を「施策促進の基本法」から「人権保障の基本法」に転換する点が障害者基本法改正の論点であった。

しかし、「第二次意見」は素案発表直後から、厚労省はじめ関係省庁から一斉攻勢をかけられた。「推進会議」は民主党が「政治主導」で内閣府に設置した組織であり、厚労省など関係省庁にとっては、既得権域を制約する目の上のたんこぶであったのだろう。猛攻ともいべき関係省庁の論点は2つあった。1点は障害者の権利保障義務の回避、第2は財政論であった。つまり、この国では財政危機であれば権利保障水準はどうにでも切り下げられるものであるということ、つまり、障害者の権利は財政の従属変数であり、行政裁量の枠内に置くというのが、官僚組織の断固たるメッセージであった。

要は、政権交代があっても、実効性のある権利保障の規定をもたない、「施策推進の基本法」としての障害者基本法を維持することが、関係省庁の今次改正の課題であった。前節では当局発表にもとづいて、「障害者が非障害者と同等の基本的人権、尊厳の担い手であることを強調する文言が付加された」と紹介したが、誰がそれを保障するのか、明確にされていない。官僚たちは権利の保障義務が回避されるのであれば、理念や権利の文言上の強調は、リップサービスとして受け入れるのである。

（2）「可能な限り」の頻出

国の保障義務を免責した上で、なお改正法には「可能な限り」が多用されていることが目につく。例を示すと、第3条（地域社会の共生等）「二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生する事を妨げられないこと」「三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」（下線は筆者）の2カ所、他には第16条（教育）で2カ所、第14条（医療・介護等）、第17条（療育）で各1カ所、計6件となる。「可能な限り」とは、財政上の理由などで

条文の要請が満たせなくてもかまわないということだから、政府と政策担当者にとって実に都合のよい文言である。介護保険法でも「可能な限り」が使用されているが、介護施設入所待機者が数十万人いると言われて久しく、国による福祉給付のサボタージュを合理化する用語として使われているというのは、厳しすぎる評価であろうか。

また、引用した上記条文には「機会の確保ないし拡大」が使われていることに気づかれたと思う。旧法第3条では「機会が与えられる」であったから、それよりは「改善」ではあろうが、なぜ「権利を保障する」にならないのか、今回の法改正の限界がここにある。

(3) 国・地方公共団体の義務をめぐって

このように書いてきたが、異論があるかもしれない。それは、改正法第6条では「国及び地方自治体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とあり、これを障害者の権利要求を実現する法的根拠とみなせるのではないか、という反論である。実は筆者も昨秋、基本法のこの条文を根拠の1つとして、大阪地裁に係属中の事件（保護受給にあたって、所有している自家用車による「移動の自由」の承認を求める下肢障害者が提訴）に意見書を書いたことがある（「いわゆる佐藤訴訟についての意見書」『佛教大学社会福祉学部論集』第8号、2012年3月、所収）。しかし率直に言って、この理屈を裁判所は採らないだろうと思っていた。

というのも理由があって、最近の例では、障害者自立支援法違憲訴訟に対する被告（国・自治体側）の反論の中で、障害者基本法には「直接に国民の権利義務に影響を及ぼすような規定は設けられておらず、訓示規定やプログラム規定でその大半が構成されているものにすぎない」とされているからである。また、「同法に『権利』との文言が用いられていても、それは『障害者』が有する『理念的権利』にすぎず、司法救済の対象となる具体的権利ということはできず、基本法を受けた法律によって施策が具体化されることが予定されている」という論理が使われている（障害者自立支援法違憲訴訟弁護団編『障害者自立支援法違憲

訴訟』生活書院、2011年、p.206）からである。裁判所も、こうした「解釈」に異を唱えることはめったになく、勝ち目は薄いのである。改正法の「国及び地方公共団体の責務」もこの範囲にとどまっている。

この指摘は、次の事実で裏付けられる。改正基本法は2011年4月22日に上程されたが、その際に関連法規の改正法案は一つも提出されなかったことである。障害法制の基本法の改正にもかかわらず、他の関連法規の改正が伴わなかったのである。また、この法律の対象は発達障害者等に拡大したが、それに伴う予算措置がとられていないことも付記しておきたい。「政治主導」で設置された推進会議は、「官僚主導」で行われた改正障害者基本法の策定過程で、これに民主党が無抵抗だった結果、「第二次意見」の核心部分は無視されたといえよう。

3. 障害者自立支援法廃止後の新法の動向

そのアナロジーで、障害者自立支援法の廃止後の「障害者総合福祉法」制定をめぐる現在の動向をみると、かつての民主党の「政治主導」は全く影を潜め、官僚と自公両党への全面屈服ないしは翼賛化が顕著である。新自由主義改革がもたらした結果を批判して政権奪取に成功したにもかかわらず、菅政権末期から野田政権へと新自由主義政策への回帰現象があらわになっているように感じる。「3・11」以降、ナオミ・クラインがいう「ショック・ドクトリン」（危機便乗型資本主義）が、わが国でも台頭していると言えるのかもしれない。

(1) 障害者総合福祉法制定の推移

ところで、障害者総合福祉法の制定は、2009年の総選挙時の民主党のマニフェストであった。その後の経過をふり返ると、民主党が勝利して政権与党となり、厚生労働大臣に就任した長妻昭氏は、同年9月19日、障害者自立支援法を廃止して新たな総合的な福祉法制を実施することを言明した。また、障害者自立支援法違憲訴訟団に「訴訟の解決に向けて話し合いの場を設けたい」と申し入れ、協議の結果、2010年1月7日に裁判終結の「和解」文書として、訴訟原告団・弁護団と国（厚生労働

省)との「基本合意文書」が締結された。

「基本合意文書」では、「(障害者自立支援法が)障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことに対し、心からの反省の意を表明する」と述べた上で、「国(厚生労働省)は、速やかに応益負担(定率負担)制度を廃止し、遅くとも平成25(2013)年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」ことを確認している。また、それを推進する機関として、「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」を設置し、「現行の介護保険制度との統合を前提とはせず」、「本件訴訟の原告らから指摘された障害者自立支援法の問題点をふまえ」、「権利条約の批准に向けた障害者の権利に関する議論〜も考慮し、しっかり検討を行い、対応していく」こととされている。

障害者自立支援法を廃止した後に制定される障害者総合福祉法の内容については、「障がい者制度改革推進会議」の下に、2010年4月に55名からなる「総合福祉部会」が設置され、2011年8月30日付で発表した「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言——新法の制定を目指して——」(以下、「骨格提言」)に示されている。ここでは、冒頭に骨格提言の基礎となった「2つの指針」として、国連が採択した「障害者権利条約」と、国(厚生労働省)と障害者自立支援法違憲訴訟の原告らとの間で結ばれた「基本合意文書」があることを指摘し、障害者総合福祉法がめざすべき「6つのポイント」として、①障害のない市民との平等と公平、②谷間や空白の解消、③格差の是正、④放置できない社会問題の解決、⑤本人のニーズにあった支援サービス、⑥安定した予算の確保、をあげている。

(2) 障害者自立支援法の実事上の存続

小稿の締めくくりに、障害者自立支援法廃止後の新法に関する直近の動きを記しておきたい。3

月1日付けの毎日新聞は、「民主党厚生労働部門会議(座長は長妻昭元厚労相・筆者注)は29日、現行の障害者自立支援法の名称を『障害者総合支援法』に改め、難病患者も障害福祉サービスを受けられるようにする新制度を了承した。(中略)総合支援法案は現行の自立支援法の枠組みを踏襲しており、実態は同法の一部改正案に近い。〜障害者団体などは『約束に反する』と強く反発している」と報道している。

民主党が掲げた障害者総合福祉法の名称は、自ら取り下げた。そして、新法の備えるべき内容を提示した総合福祉部会の「骨格提言」は完全に無視された。また、記事には「難病患者を追加」とあるが、これはすでに基本法改正時の国会答弁で確認済みの事項であった。実際には政令で障害を追加する仕組みであるにもかかわらず。それを新法による改善の第一に挙げざるを得ないほど貧弱な改正であり、事実上、自立支援法の継続というべきであろう。「障害者基本法を受けた法律によって施策が具体化される」(国側の基本法「解釈」)のであるから、自立支援法改正ではリップサービスの余地はないのである。

「障害者総合支援法」なる新法は、保育の「介護保険化」といえる「子ども・子育て新システム」とともに、今通常国会に法案が提出される。福祉の市場化・保険化を目的として、国家による財政統制の強化も随伴している新自由主義的福祉改革は、明らかに今国会をターニングポイントとして加速するであろう。しかし、福祉の市場化、消費税増税、米軍基地、「TPP」参加などに反対するとともに、反ハシズムの国民運動もかつてなく広汎な階層を加え、新たな段階を迎えようとしている。(2012年3月3日記)

(すずき つとむ、佛教大学社会福祉学部教授)

座談会「東日本大震災 1 年後の課題」

出席者 中川雄一郎（なかがわ ゆういちろう、研究所理事長、明治大学政経学部教授）

角瀬 保雄（かくらい やすお、研究所名誉理事長、法政大学名誉教授）

坂根 利幸（さかね としゆき、研究所副理事長、公認会計士）

司 会 石塚 秀雄（いしづか ひでお、研究所主任研究員）

当研究所では、東日本大震災に関連して、この1年間、現地調査、福島原発問題シンポジウムの開催をおこない、理論的には漁業権問題、政府復興構想会議政策批判などを取り上げてきました。引き続き、東日本震災以後の地域医療問題の単行本の発行、各シンポジウム開催などの諸準備をすすめています。東日本地域コミュニティと非営利・協同事業組織がどのような役割を果たすのかという課題の前には、様々な具体的な課題（生活問題、地域医療福祉問題、経済問題、除染問題、瓦礫問題、政策問題等々）が山積みとなっています。本座談会ではこれらの個別課題の各論的具体的検討に触れることはしませんが、それら全体の基礎にある社会的システムの諸問題を取りあげています。当研究所では、それぞれの各論の課題についても引き続き取り組んでいく予定です。

●この1年で見えてくる問題点

司会 本日のテーマは「東日本大震災 1 年後の課題」ということで、このメンバーではほぼ1年前に1回座談会を開催させていただきました。この1年経って、かなりいろいろな状況が変わってきた、あるいは変わってこない点があると思います。

今日は、福島原発の問題、東日本大震災および日本全体で政治的、経済的、社会的にいろいろな面でどういう問題がこの1年間で浮かび上がったかということを、ざっくばらんに話していただきたいと思います。

中川 主に経済、社会面について口火を切ります。3.11からおよそ1年になろうとしています。被災された人たちは半年過ぎたころから生活そのものの不安が顕著になってきたのでは、と思われます。その要因の一つは雇用の問題、すなわち、雇用の機会が容易に得られないということです。この人たちは、地場産業の経営者や労働者、あるいはいわゆる自営業の人たちです。もう一つは、漁民と農民の人たち、被災地で農業や漁業に従事して日常生活を送ってきた人たちです。彼らや彼女たちは、すべてではないけれど、多くの人たち

が3.11以前の日常にもどれなくなってしまった、ということです。その意味では経済的に不安定な状態がずっと続いていて、いまでも震災直後から基本的にはそう変わっていないのではないのでしょうか。漁民や農民の人たちのなかで協同して自分たちの生活を再生していこうという動きが出てきたことはありますが、生活と労働という視点からすると、基本的にははそう変わっていないのではないのでしょうか。

生活と労働という視点から見ますと、自分や家族が住み慣れた地域から他の地域へ移住し、また他の地域で仕事せざるを得なくなったという現実、短期的であれ、家族の誰もが生活上の不安を抱えることになります。とりわけ子どもたちや高齢者たちは、環境の変化に戸惑いを伴った生活上の不安を抱えることになります。しかし、当面のこの不安や戸惑いは、やがて将来における生活と労働の不安へと変わっていく。言い換えれば、当初のパニックによる不安から、変な言い方ですが、一見落ちついた形で不安が増し、しかもその不安はその幅と深さという点で以前よりも顕著になっていくのではないかと思います。

このような生活と労働の不安に対して政府はどういう対策をとってきたか、ということが問題に

なります。実は、そのことは、メディアが、率直にと言うか、無批判的にと言うか、表現しているのです。瓦礫の処理、子どもたちの学校生活、それに除染と除染物の処理場の方にばかり人びとの目を追いやってしまっている。確かに、それらの処理、子どもたちの学校生活の状況もそれはそれで大変重要なことですが、それらのことと同時に、もっと別の視点から、すなわち、今回の「被災」全体から見た抜本的、根本的なところに人びとの目を向けさせるようメディアは努力しなければならない。だが、実際はそうになっていない。今回の被災は、基本的に巨大地震と巨大津波による「自然災害」と、世界的にまれな大規模な原発事故という「人災」とが原因なのだから、「なぜ、どうしてこのような複合的な災害が起こったのか」、「原発事故の責任は全体としてどこにあるのか」、「被災者すべての生活と労働の営みを政治はどのような経済的、社会的な政策をもって対処し、保障していくのか」、をメディアは政府、東電、原発誘致の学者・研究者と政治家、それに誘致を善しとした自治体に問い、追及しなければならないのに、そうしていない。さらに言えば、高橋哲也さんが追究しているように、原発事故に関して「犠牲のシステム」を歴史的に問うことをメディアはしなければならないのに、そのような姿勢も見られない。残念と言うか、怒りが込み上げてくる。

同時に私は、市民の運動がばらばらに伝わってきている、という感じを持っています。もう少し長期的な運動のあり方を探ってみる必要があるのではないかと、そう思っています。

（後日談：朝日新聞や毎日新聞の「原発」に関する世論調査では、全体としては再開反対が賛成をかなり上回ったが、しかし、男性だけを取ってみると、反対が賛成を6～7%上回ったにすぎず、男の私も、日本の男性の「責任回避症候群」の現況にガッカリした。この「責任回避症候群」は、現在の東電の一そしておそらくは他の電力会社の一病状でもあって、「自分さえよければ」という態度であり、市民社会ではもっとも忌み嫌われる「上意下達の承認受諾関係」を是とする態度なのである。）

司会 除染と中間施設の問題は、仮置きが30年と

いう話であり、非常にあいまいな、長期的な話になっていますね。

角瀬 私は最近、「3.10から3.11へ」ということをいろんな機会に話しています。3.10というのは1945年3月10日の東京大空襲のことです。アメリカ空軍の無差別爆撃によって、東京の下町を中心に10万人の犠牲者を出しました。私はその生き残りの一人です。

3.11というのはいうまでもなく、2011年3月11日の東日本大震災を指しています。3.10から3.11まで、日数でわずか1日の違いですが、その間に年数で66年の時間差があることになります。人の一生に相当するといってもよい年月です。東日本大震災は死者1万5000人、行方不明者5000人という多くの人々のいのちを奪った未曾有の大災害となりました。地震、津波、そして原発事故は予知できなかったものではありません。適切な対策が講じられてこなかった結果の人災と言えます。

アメリカの原子力規制委員会と日本の政府委員会の、住民に対する情報公開の姿勢の違いをみると、その本質は明らかとなります。日本の原子力災害対策本部は議事録も議事概要も作成していなかったのに対し、アメリカの原子力規制委員会は3000ページを超える公開文書を作成しています。

日本の政府が原発から20キロ圏内からの避難を呼びかけたのに対して、アメリカでは同じことが起これば、水が失われて大量の放射性物質が放出される事態になるのを懸念し、80キロ圏内の米国人への退避勧告をすることになると言われます。

私は空襲から逃れるための学童集団疎開の経験者で、家族がばらばらになりました。今回の放射能被曝は多くの乳幼児や子どもの避難を生み出しています。瓦礫の処理もまだ5%しか済んでいなくて、膨大な量の瓦礫が放射性物質に汚染されたままになっていると言われます。

今回のこの災害に対する対応の問題ですが、新聞やテレビ等ではNPOその他の市民のなかから湧き起こってきたいろいろな運動が注目されています。いろいろな事情から私は現地に行っておりませんので、本当のところはどうかということがよくつかめておりませんでした。福島大学の名誉教授である鈴木浩さんによれば、たい

へん重要な事実が指摘されています。16年前の阪神・淡路大震災にくらべて今回の特徴の深刻なところは、ボランティアの数が圧倒的に少ないことだといわれています。震災から2カ月間のボランティア総数が、阪神の時はちょうど100万人ぐらいいだったのに対して、今回は合計で28万8000人。3分の1以下というのです。たいへんショッキングな事実が突きつけられています。

政府の対応も後手、後手に回った、たいへん不十分なものですが、民間のボランティア等の活動も果たして十分だったのかということが問題になります。

この東日本大震災については、おそらくこれからの復旧・復興は長期化するであろうと思われます。われわれがこれまで考えているよりも長く、10年ぐらいのタイムスパンをもって見ていかなければならない。それはただ単なる災害にとどまるものではなく、災害が起こった日本の経済的低迷、政治的な混迷、社会的な不安定、この全体が災害の長期化を生み出さざるをえないという指摘があるわけです。

司会 政府の責任、あるいは政府の権能は終戦前後のことと現在とかなり似たところもあるし、違うところもあるように思えます。いまの日本の政府は、機能不全に陥っているのではないかと思います。

坂根 お二方の話をもっともです。私もいろいろ考えるところがあります。1つは先ほども若干出てきましたが、雇用等々について。この影響で普通の方々の生活も仕事もなかなか容易ではない、しかもバラバラの家族が極めて多い。つまり、一緒ならば1人いれば賄えるようなものが賄えない。どうしたってよけいに費用がかかるようなことになり、これがなかなかケリがつかない。

住宅でも、津波の被害があった沿岸部を中心に高台に住宅をつくるというのも、わずかの期間ではできない。かなりの高台につくろうとすると、何年間もかかるだろうし、全部の人がそこには住めない。なおかつ、瓦礫の課題もあるけれど、岸壁等を元通りにすることも簡単にできない。つまりは従来の漁民であったり、農民であったり、

普通の営みをしていた方々が、従来のあり様を簡単には取り戻せないということが明らかになりました。放置しているわけでもないけれど、バラバラ状態に家族が陥って、なかなかその対応も簡単でないようです。

一方で、瓦礫の処理や岸壁復旧には、大手の資本が入って相当部分の業務を独占しており、ここに地元の自治体が音頭をとるのかどうか分らないけれども、仕事のない人々をここに集め、除染、瓦礫の処理や運搬などに従事させる。これをまずやる必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、もともと住民が、家族がバラバラになった、あるいは出ていってそこから移ってしまい、よく分からないということについてです。しかも住所の移転をしていないので、いるのかいないのか分からない大量の住民票が存在する。この人たちを尋ね歩いて確かめ、手続きをしてもらうという、これにも人手がかかるのです。これをやらないと、あと何年か経ったらよく分からないということが起きる可能性がありうる。子どもがいると学校などを含めた手続きがいろいろあるだろうけれど、そうじゃない方々、とくに高齢者や単身者などの移動が分からないので、多少公共的なものであるかもしれないけれども、この辺も含めると仕事はかなりあると言えます。

ただ、この間の1年を見ても分かる通り、これらをどこが、誰が中心になって、それぞれのエリアでやるのかということがはっきりしていません。国は国で一部しかやらない、自治体は自治体で一部しかやらないような形です。それがいまの、あるいはこの間の日本のあり様の矛盾のような気がしますね。こうしたことを民間企業がやるかとなると、それも疑問符がつきます。いろんな方々が協力して、情報、仕事等の集中管理ができるようなものをつくって、ここに予算を配置してということが必要なのではないかという気がします。それはなかなかうまくいかないだろうと思うけれど、それをやる以外にないのではないかという気がしています。

次にお金です。国もこの半年ぐらいの間に一次補正から四次補正まできてはいるけれども、まだ全然足りません。したがって、このエリアのところをうまく何年間で復興していくのかについて、

財政的な裏付けはまだはっきり見えません。したがって、どういう財源でやるかどうかは別な議論が必要かも知れませんが、何年間かの長期の復旧か、復興か分かりませんが、その手当てがどうしても必要なのです。その時に、ある程度の枠組みでお金の色合いはつけても、一定の下のほうでしっかり考えろということや、いままでの自治体の感覚で考えろと言っても考えられないと思われるので、いろいろな専門家の人々を配置し一緒に考えながら財政をつくっていく、運用していく取り組みを作る必要があるのではないかと考えます。

これらは膨大にお金がかかるだろうと思います。それに上乗せして、原発放射能があります。福島にはこの課題もあって、これはもうすこし特殊な事柄だと思っています。現実には東電に対する請求等々も、東電はガードが固いですからなかなか簡単ではない。とりあえず国、自治体が引き受けて、あとはそれから東電と交渉しろというように私は思うけれど、東電と個別にやろうとすると、「これ以上一切文句を言わずにハンコを押せ」という話になっている。とりあえず補償金をもらいたいから、みんなそこにハンコを押していくという事柄になってしまうように思えます。

東電に対する請求の弁護団の方々によれば、昨年の段階で収束宣言が出る前、東電の側の弁護士たちはもうすぐ収束、あと1年でみな戻れるという話をしていたということです。つまり、それなりに彼らもガードをかけ、いまの民主党の政権についても、そのような取り組みをさせるつもりだったのだと思います。

それはそれで、だんだんそうではないということが分かってくると思いますが、原発の課題も先ほどお話が出ている通り、あれが撤去されるまで少なくとも30年以上かかる感じです。するとあの瓦礫の課題も同じように思えます。今後、瓦礫がどこに置いてあるか分からないけれど、何十年かの課題かなと思います。その間に第二、第三のフクシマが出てこなければいいと思うけれど、そこを考えても膨大な財政負担と緊張が必要になるんだろうと思われます。

東日本大震災、放射能・原発を含めてお金が必要ですが、ご存じの通り国の財政のあり様があの国会の通りになって、消費税を引き上げるという

話でこちらに回るとなると、それは全然容易ではありません。もちろんお金に色がないから、どのお金がどこへということではないけれど、簡単じゃないですね。したがって、どっちにしろ、日本の国民はかなりの覚悟とお金の配分のあり様を変えない限り、厳しい状況が続くだろうと思います。消費税率10何%の部分のなかには、そういうものが織り込まれていないです。したがって簡単じゃないと思います。

●3. 11以後の日本社会の特徴

司会 経済の話、雇用の話、生活の話、住宅の話、自治体のあり様の話等々出てきました。第二の戦後とも言われますが、戦後は、瓦礫のあとに『りんごの唄』ではないですが、希望があったと思うのです。しかし、今回はなかなか出口が見えないということだと思います。

最初に東電の話が出て賠償のことですが、研究所ではフランスの医療事故賠償制度（ONIAM）の紹介をしています（『いのちとくらし研究所報』37号等を参照）。考え方としては、あれは医療事故に遭った人をとりあえず国が引き受けて賠償して、お金の取り立ては国が相手側にするというシステムなんです。東電が問題でも、国の責任と言いますか、そういうやり方もあるだろうと思います。

中川 先ほど、角瀬先生が阪神・淡路の震災の時と今回の大震災を比べるとボランティアの数が3分の1ほど少ない、と言っておられました。この現象は原発事故と大いに関係があると思います。今回の震災でも、当初はかなり多くの人たちがボランティアとして参加していたし、若者もたくさん参加していた、と聞いていました。それが3分の1ほど少なくなったのは結局、原発事故と関係があるのではないかと思います。要するに、福島県での支援活動に参加するボランティアが少なく、他方で宮城県と岩手県での支援活動は一時的に飽和状態になってしまっているの、ボランティアを差し控えてください、との要望があったと聞いています。これは、原発事故を市民がどう考えるか、ということにもなります。たぶん、その

根底には原発事故による不安が支援活動に起ち上がったボランティアにもあったろうと思います。政府・原子力安全保安院も原発専門家も、原発事故の被害がどういう具合になっていくのか示していないのですから、ボランティアも個人個人で考えざるをえなくなってしまう。じつは、このことは、「ボランティアの減少」ということだけでなく、「親の子どもに対する責任」ということも、すべて自分個人の、あるいは個々の家族の判断でやっていかなければならない、ということにもつながっている、と私は思います。

それから、瓦礫についてですが、阪神・淡路の震災には巨大津波がなかった。大規模な火災が起こったのですが、おそらく「瓦礫の後片付け」ということになると、巨大津波の爪痕の方がずっと難しいのではないのでしょうか。今回の震災では、瓦礫の後片付けは「かえって邪魔になる」ということでボランティアの参加を規制していたそうです。支援活動に参加しようとの強い意識はあっても実際には参加できないということもあったのではないのでしょうか。ただ3分の1というだけではなく、原発事故の恐怖を伴っている今回の東日本大震災と阪神・淡路の震災との質的な違いを考えてみなければいけないだろうし、そうであれば、「阪神・淡路の震災の経験が生きた」という人もいれば、「いやいやこれは質的に違うんだ」という人もいるし、その辺のことはもう少し明らかにされるべきだと私は考えています。

「朝日新聞」に載っていたのですが、以前『文芸春秋』の編集長をなさっていた作家の半藤一利氏は、今回の東日本大震災は「第二の敗戦である」と言っています。要は、第二次世界大戦も今回の原発事故を伴った大震災も日本のエネルギー政策の失敗だということです。つまり、第二次世界大戦のエネルギー政策は石油が重要な位置を占めていて、中国から南へどんどん侵略していき、結局はアメリカと戦争状態に入ってしまう、大きな人的、物的被害を生み出したのであるが、あれも要はエネルギー政策の間違った、ということです。今回も原発というエネルギー政策の失敗が自然災害をより大きくしたのだということです。エネルギー政策の失敗という観点から「第二の敗戦」を彼は語っているのですが、ある意味での

得ているかもしれません。

彼がもう一つ強調したのは、戦前と現在とでも日本人の考え方はあまり変わっていないと言うのです。例えば戦前は四文字熟語で大体歴史が書けると言います。鬼畜米英とかがそれです。この間、大阪市長の橋下徹が言ったのは維新版「船中八策」という四文字だというわけです。日本人がものを考える時に、社会をどうしようか、社会秩序をどのようにつくっていかうかという時の考え方が、どうも目の前にあることだけに着目してしまう。金儲けになると金儲けのことしか言わないし、考えない。日本人のアイデンティティが目の前にあることだけをアイデンティティ化していく。半藤氏はそこまではっきりは言っていないですが、彼の言い分はそういうことです。

ついでにいえば、半藤氏は、政治制度としては小選挙区制がもっとも悪いということも言っていました。政治家が劣化しているのは国民が劣化しているからだという言い方もしています。目先のことしか言わず、考えない政治や政治家に同調して、個人的な利益が得られればそれでよい、とする国民の意識が政治と政治家の劣化を生み出しているのだ、と彼は叱責しています。したがって、国民が高い質の政治意識を発揮すれば、政治も政治家もその質を高くせざるをえないのだから、現在の政治と政治家の劣化は国民の責任でもある、と彼は主張しているのです。勇気ある発言、主張だと私は思いますよ。単純な主張のように思われるかもしれませんが、私に言わせれば、彼は「日本社会にはシチズンシップが見られない」と言っているのです。「自治、権利、責任、参加」という市民の社会的な役割を理解していないということを行っている訳ですよ。これでは日本の市民は広くグローバルな見地になかなか立てないのでは、と言いたいのだろうと私は感心しているのです。ドイツでは、メルケル首相が経済界の人たちを説得して、2022年までにドイツから原発を廃棄することを決めましたが、彼女の説得力の背景には「ドイツには市民社会がある」、つまり「市民がメルケル首相の主張を支えているのだ」とのことがもっぱら言われていますが、その通りだと私も思います。

●復興に必要な経済政策

司会 ドイツ、スイス、イタリアなどが脱原発を決定しました。日本はどうしてできないのでしょうか。

中川 そこなのですね。

司会 ある福島の人には、「福島第二原発は稼働してほしい、そうしないと経済がどうしようもないので、ぜひやって欲しい」と新聞のインタビューで言っています。

中川 そういうふうに言うのであれば、何よりもまず、「日本の経済と社会の全体のあり方をどうするのか」、このことを明確にしなければならいでしょう。こういう発想を日本の経済界の人たちはなかなかしないのです。その意味で、彼らもまた、広くグローバルな視点に立っていないのです。これまでの経済のあり方で本当にいいのですか、とせっかく半藤一利氏が言っているのに、エネルギー政策はどうするのですか、と日本の経済と社会のあり方の根本を質しているのに、何も答えない、何も言わないで、それでいいのですか、ということですよ。日本の政治と政治家を劣化させている大本は、社会や暮らしから遠く離れた所にいる経済界の人たち、「経済人」だということになる。

司会 その人が言っているのは、電気がなくなると企業が逃げて外国に行ってしまう。だから雇用がなくなるといって、一種現実論です。日本の政府もそういう方向にいきたいと言っています。

中川 だからそういうあり方でいいのですか、ということです。企業が逃げていってしまうし、電気がないから何もできないというだけでいいのですか、これです。じつは、3.11以後の状況を見れば、原発がほとんど稼働していなくても電力は満たされていたことが明確になりました。そのことはさまざまなメディアも確認しているのです。

司会 それに対する代案、対抗軸と言いますか、

どういうふうに言うと言説力があるのでしょうか。

角瀬 被害を受けた人たちは住むところ、これは自分で選べるわけではありません。強制的に指定されて、仮設住宅に収容されていくのです。地域コミュニティが崩壊したままで、自分で後はやりなさいとなっていくわけです。ちょっと冷静に考えれば、それはできるわけがないですね。古いコミュニティがばらばらになったなかで、人為的にグループ分けされていくやり方ではなくて、もっと現実に即したやり方が必要です。福島の地元では仮設のコミュニティをつくるということが課題になっています。つまり、中間段階のものであれ、そこになんらかのコミュニティがつくられていかないと、先行き、将来に対する展望が出てこないのです。「仮設のコミュニティ」がつくられれば一歩一歩であれ、前進をしていくことが可能になります。

生活の面はそういうことでいくしかないと思うのですが、もう一つ、仕事、就労の面。これについて、東北3県は水産加工が主要な産業であったわけですが、水産加工もただ魚を獲ってくるだけではなくて、加工をする設備が復旧しないことにはどうしようもない。東北の漁港には魚船が全国から集まってくるわけですが、そういう水産物を加工することのできない現状がそのままになっています。よそから来た船はみんな通り抜けていってしまう。だから雇用の救済ということはすぐには不可能です。

それから、自動車、電機等の大企業の下請け、中小企業がたくさんあるわけです。ところがそれらの地元の雇用は、どんどん東南アジアに避難していってしまう。そうすると地元の雇用をつくり出せない。こういう問題があるわけです。それをどういうふうにして解決するのか。解決の道が出てこない。

こういうことでありますから復興も簡単じゃないのです。とくに各種の協同組合に期待されるところが大きいのですが、協同組合だったらすべてOK、空白になった、崩壊した雇用の基盤を建て直すことができるかということ、必ずしもそうではない。ここら辺が難しいですね。

司会 日本の協同組合の毎年の事業目的には、スペインのモンドラゴングループのような雇用を創出することはほとんど入っていません。いま協同組合が被災地でやっている主たることは金融です。

政府が被災地の協同組合、漁協などの信用部門に何十億円かお金をつぎ込むことにしています。間接的に協同組合が復興支援をやるという形ですね。

中川 生協が仮設住宅のところに仮設店舗をつくりました。それはそれで大きな生活支援ですが、雇用を増やし、創り出しているわけではありません。店舗を設営して被災者が日常生活に少しでも近づけられるよう、との努力です。雇用の創出には地域社会全体の参加が必要である、と私は考えています。

角瀬 金融の問題についても都市銀行、信用金庫、信組といろいろありますが、なかなかお金が集まってこない。下手をすると金融機関自身が倒産してしまうという危険にたえず直面している。ですから、国なり地方政府なりが資金をそこにどんどん投入していかないと駄目ですね。

司会 アメリカのニューディール政策のように、いわゆる公共的な事業で雇用づくりをしていき、そのなかで協同組合を活用していくことが必要ではないのでしょうか。政府の復興構想会議のプランでは、政府の強いイニシアチブはあまり感じられないですね。

坂根 従来型の働く協同組合、従来の農協、漁協だとやれる人はやれるけど、やれない人たちはやれないという状況です。圧倒的にやれない人たちがいっぱいいるようなことから脱却できないので、モンドラゴン型へと一挙にはいかないのだけれど、協同組合自身が資金を調達をして、生産手段をもち、働く協同組合員らにやらせるような仕組みを組み立てないと、元通りになるのは簡単ではないように思えますね。

司会 ある被災地の商店街、飲み屋街が仮設食堂や商店街をつくろうと思って行政から補助金をも

らおうと思ったら、それは仮設だから長期的な発展につながらないからとゼロ査定になったと聞きます。

角瀬 一定の期間しか利用できない。そうじゃなくて、長期にわたってそこで生活し、また事業を建て直していくことのできる、そういうものでないと駄目です。

坂根 行政の補助金は、従来型は期間が2年間だったわけです。でもいまはその枠ではなく、全然別に考えないといけないのだろうに、行政の考え方は従来型のままであるわけです。

司会 『神田川』ではありませんが、最初は三畳一間のアパートからはじまり、それからだんだん一戸建てになるかもしれないということで、支援を継続的に考えるのがいいのではないのでしょうか。また高台といっても、土地が十分にありません。また津波があったところは法制的に住宅が建てづらいですね。保険会社も査定してくれない。出口のないような状況になっている。

中川 津波で流されたところにもう一度建てたいという人たちはいるのでしょうか。

司会 いると思います。

中川 でも無理というか、難しいのではないかと思います。かつても何回かあの辺は津波に見舞われたが、そこにまた家を建て、生活の基盤を作ったのですが、今回の災害はそれを許すかどうか、私にはまだ見えてきません。

司会 環境庁が東北の海べり300キロぐらいを国立公園にして、観光遊歩道の形で活用しようという案を出しています。しかし漁村であるから、私はコミュニティを持続させるということで元に戻したほうがいいと思います。建物は工夫して考えなければいけないけれど、私の感じは頑丈な集合住宅で元の地域に建てるというのがいいかなと思う。但し、それではいやだと言う声もあるでしょう。住宅と経済や仕事があわさってなければ地域

社会が成り立たない。

中川 たまたま TV で観ていたら、おそらくその地域・地帯に該当する人たちの意見だと思いますが、住宅地としては100坪なければ駄目だと言っていました。庭も漁業に利用することになるからだそうです。とくに漁民は基本的に個人経営であり、協同作業は海での限られた範囲の作業ですので、どういう協力・協同の方法があるのか、漁民同士で議論して決めることが肝要だと思います。

ところで、漁業協同組合の組合員にはさまざまな漁業生産規則や魚介類の資源管理規則を決定し実施する権利と責任がありますが、なかでも漁業権の管理が組合員にとっては最も重要な「権利と責任」であり、これまで原発の建設や工業地帯の建設に際しては漁業権を放棄するか否かで組合員同士が激しく対立する状況が見られました。だがよく考えてみると、漁業権を維持するか放棄するかはなるほど組合員の意思の範囲かもしれませんが、海洋資源全体は国民全体のものであるのだから、組合員の多数が漁業権を放棄したからといって、その周囲の、あるいはその沿岸の資源は、自然環境も含めて、少なくとも地域自治の問題として選択権が行使されるべきなのです。漁業権について言えば、このような観点、視点がますます必要になってきており、このことと地域コミュニティ（地域社会）の再建は密接に結びついているはずです。このようなことについて議論がなされない状況では漁民が集合住宅に入るとことはイデオロギー的に困難でしょう。

司会 難しいでしょうね。

中川 もう一度言えば、漁民の生活の基本は「個」なのですから、どうすれば彼らが協力・協同の労働と生活のあり方を豊かにできるか、議論することが肝要です。農民のほうがその意味ではいろいろ協力し協同する機会や場があると思います。農民の場合、地続き、田畑続き、里山は共通の空間地であって、協力・協同の体系はさまざまあります。

司会 ケインズ対ハイエクではありませんが、新

自由主義的な個人責任が公権力の関与なしに打ち出されたほうがうまくいくという議論もあります。宮城県知事などの主張ですね。

中川 そこはちょっと違うのではないのでしょうか。先ほども言及しておきましたが、漁民の漁業権は漁業協同組合が管理しています。正確に言えば、漁業権は漁業協同組合の「組合員の手」にあります。したがって、彼ら組合員には、漁業を営む権利を維持していこうとするならば、そのために海洋の資源を管理し、生き生きした海を保持していく責任があるのです。そういう意識が漁民の間には戦後ずっと培われてはきました。その点からすれば、漁民が協力しないとか、協同の連携がとれないとかいうわけでもないのです。しかしながら、個々の漁民は漁業権について、いわば「選択権」をもっているけれど、権利を放棄するか否かは単なる「市場」の判断によるのではないし、したがって、単なる「資源の分配」の問題ではないのです。地震と津波そして原発事故とその結果は「市場が適正に判断する」ということでは決してありえないのです。新自由主義者がもし口出しするとすれば、地震と津波と原発事故はそこに住み、生活し、働くことを選択した人たちの「自己責任」です、と「市場」が言っていますよ、というロジックを繰り返すことである。だが、おそらく、ハイエクも究極の新自由主義者フリードマンも、そんなことは思っても言えないでしょう。袋叩きにあうだけですから。

角瀬 漁業権だけではなく、彼らが直面しているのは、宮城県のところに典型的に出てきているんですが、特区問題です。つまり大資本はこの機会に産業特区というものをどんと押し出していこうとしています。それに対して漁業特区というものがあろうかどうかですね。中小の漁師に役立つものとはなりえないように思われます。

司会 いまの特区は宮城県知事が思っているほどは機能しないのではないのでしょうか。とく塩釜などの遠洋漁業については多少機能する可能性はあると思いますが、沿岸漁業には営利企業が入ってくる可能性は少ないのではないかと。

中川 それをやるとういうのが特区なんです。

角瀬 港湾機能の統合がどんどん進められるとい
いますね。

司会 東北全部で200いくつ、小さな港があって、
それを乱暴に駄目なところはなくし、いくつかず
つまとめて港をつくるというのは、それほどま
くいかないと思います。

中川 岩波『世界』3月号に東京海洋大学の濱田
先生が書いていますが、漁業特区構想は県議会も
漁民も大反対したそうです。諮問された専門家も
駄目だと言ったのに、あの宮城県知事が多数者の
意見を無視して大企業に漁業生産の機会を利用さ
せるようにしてしまったようです。

司会 あれは頭のなかだけの構想でしょう。

中川 とはいえ、宮城県知事の理解からすれば、
特区は、漁業生産の大企業が漁業の資源管理や漁
業生産に一切責任を取ろうとしなくてもよいシス
テムなのです。漁業協同組合だったら全面的な責
任を負わなければならないのにもかかわらず、特
区で漁業の権利を得た大企業は一切責任を負わず
になんでもできるということなのです。

司会 われわれの側から見て、われわれとしての
特区を考えるのがいいと思います。いずれにせよ、
かなり公的資金などを入れないとできない。ある
程度漁協単位や漁村コミュニティレベル単位で協
同しながら、かなり自主的に任せて行う。公権力
が全部小さな港を潰して、どこかに集合させて会
社員になれというのは、そもそも漁民にとっては
無理なわけですから。

●地域医療の課題

角瀬 漁業、農業、そして中小企業、製造業の問
題が出てきたけれども、われわれが一番関係の深
い医療、介護の問題はどういうふうになりつつあ
るのでしょうか。

司会 細かな点まではつかんでいませんが、かな
り奮闘しています。

坂根 既存のところは奮闘している。

司会 医者が足りない、看護師が足りない、施設
が足りないという、全体としては非常に厳しい状
況になっていると思います。高齢化人口も高いし、
政府のプランでも介護も「施設から在宅へ」とい
う流れがあり、施設をたくさんつくる政策になっ
ていない。自治体もそういうお金がないから、施
設をつくるより在宅へ、あるいはグループホーム、
民間へとむかうでしょう。

角瀬 そうなればなるほど被災者は他の地方にど
んどん移っていく。医療がないわけだから命が守
られない。そうするとますます医療過疎ですね。

中川 国内に国境はないのであるから、より良い
医療サービスがなされるのであれば、医療サービ
スが貧弱な県や市や地域から人びとが移住してき
ますよ。何しろ、国内であれば、人が移動するの
は自由ですから。

司会 被災地の医療介護については、この1年、
官民あげての人的派遣支援、補正予算による財政
的制度的支援が進められてきました。医療機関の
復旧はそれなりに進んでいますが、介護分野は不
十分だといわれています。もともとからある地域
医療問題が根っこにあるといえます。地域医療介
護体制を中長期的にどのような再生すべきかが大
きな課題です。注意すべき問題は、今後の被災地医
療再編または医療産業化政策の動きです。TPP 問
題とも絡み、今後注視していく必要があると思い
ます。

●決断を迫られる地域自治体

司会 福島からは公式統計で6万人が県外に行っ
ています。すると、コミュニティ、自治体という
もののあり方をどうするのが問われてきます。

中川 私の知り合いが郡山からいま札幌に移って

います。なぜ札幌に移ったかと言えば、乳飲み子を抱えているので、子どもの将来を考えると、札幌にいる身内に身を寄せて様子を見た方がまだ安全である、というわけです。夫は郡山で働いているので住民票は相変わらず郡山に置いてあるそうです。

司会 山形県は2年ぐらい無料で被災者に住宅を提供します。それで、すごく移ってきたそうです。

角瀬 隣の県だから一番手っとり早い。

司会 隣りだから移れるんですね。たとえば鹿児島で呼んでも、なかなか行けないわけです。これは日本全体の問題として考えれば、例えば瓦礫の処理の受け入れが東京都とか静岡とか、ごく少数ですね（3月2日時点）。

角瀬 瓦礫の問題の解決は先が長いから。一時的に預かれば済むという問題ではないから大変です。矛盾が大きくなっています。

坂根 このままでは動きがとれない。国有地みたいなところでまとめてやる以外ないじゃないのでしょうか。

中川 神奈川県知事が勝手に住民の意見を聴かずに先走ったのでしょうか。横須賀市民などが反対しています。住民とよく話し合い、議論していかなければ、協力体制はとれないでしょう。

司会 みんなが少しずつ、絆ということで痛みを「三方一両損」のように引き受けないと。

中川 原発をどうするのかということについて、結局、市民の間で議論がきちんとなされていないのではないのでしょうか。

角瀬 公に声を出してはいないけれども、心のなかではみんなその問題を考えていますね。

司会 ドイツ他が脱原発を宣言した、肝心の日本でどうして脱原発できないのかという疑問がある

わけですが。

中川 要するに、日本では社会的な価値基準あるいは価値規範というものが私たち国民の間には確立されていない、ということです。少なくともヨーロッパの国々ではこういう時期にはどのような社会的価値基準・規範が求められるべきか、という議論がなされます。先に触れましたが、ドイツのメルケル首相が経済界の人たちを「脱原発で行きましょう」と説得できたのも、社会のなかに民主主義に基づいたしっかりした価値基準や価値規範があり、市民たる者がそれを軽視したり無視したりすることは「他者の尊厳を無視することだ」と経済界の人たちもまた思考した結果ですよ。その意味では、日本の、日経連のようなところで威張っている経済界の人たちは、「市民」ではないのです。「異議申し立て」に耳を傾けることができる人を私たちは「市民」と呼ぶのです。

司会 半藤さんの言うことが一理あるとして、それではどうすればいいか、ですね。

坂根 日本は、ある意味では共同体的な文化ではないのです。

角瀬 この機会に日本人が変わっていかないと駄目ですね。

司会 TPPや「税と社会保障の一体改革」の問題もあります。

坂根 難しいですね。あまり言うとお前どころに持って行って処理しろとか言われちゃうし。

中川 東京では瓦礫の処理をすることになりましたが、どこでするのですか。

司会 最終的には夢の島に持っていくそうです。

中川 やはり瓦礫の処理がなかなか進まないのは原発事故が直接的な原因ですよ。日本全体が原発事故のことをしっかり乗り越えないと、瓦礫の問題もそう簡単には処理できないと私は思いますね。

坂根 瓦礫にも原発の瓦礫とそうではない瓦礫とあるのに、一緒になって議論されています。

司会 宮城県の瓦礫も全部放射能を調べてからということでした。

中川 私の知り合いで、福生市だったと思いますが、障害者のためのシイタケの生産と販売の組織を設立して、障害者の自立を支援している方がおります。先般、その方からお聴きしたのですが、シイタケが売れなくなってしまったそうです。その理由はシイタケ生産の原木が福島のものだからです。しかし、その原木は、3.11以前に福島から取り寄せたもののなのに、そうなのです。

司会 チェルノブイリも多くの人がキノコで被曝したと聞きます。

中川 そういうことで障害者がたいへん困っていると言っていました。食べるか食べないかは別にしても、それくらい原発が恐ろしいと思われている。恐ろしいのだったら一生懸命考えるはずなのに。先ほどの福島第二原発の、自分の地域のために原発を、というのはまったく考えられない発想ですね。しかし、「さもありなん」と考える人もいます。すべてではないかもしれませんが、原発施設がある地域では、自らの地域のブランドを創り出そうとか、新しい農業生産や他の産業を興そう、といった気を起こさない傾向があるそうです。佐藤栄佐久元福島県知事がそう言っている。第一原発のある双葉町議会が原発増設の要望を決議したことにショックを受けた彼は「原発が地域振興に役立っていない」と思ったそうです。要するに、町議会は原発交付金をもらってやっていこうとする「原発中毒」に陥ってしまうのです。2009年に双葉町は財政悪化状態となって「早期健全化団体」に指定されてしまいました。私は、他の原発地域も遅かれ早かれ「原発中毒」に陥る危険がある、と強調しておきたい。であれば、そのような原発地域を含め「脱原発」の地域振興・開発を考えなければ、町や村それに地域コミュニティ自体が弱体し、やがて消滅していくことになる、と危惧しているのです。

司会 長期的にある程度の政策が出て、少しいい方向に進んでいくのかどうか、その辺の見通しはいかがでしょうか。

中川 日本共済協会から『共済と保険』の巻頭言を頼まれたので、そこに日本の社会は「まかせておいて文句を言う」社会であって、自分で参加をしない社会であり、したがって、責任を取らない社会である、と首都大学東京の宮台真司の言葉を使ってかきました。それは当たっていると思いますよ。「まかせておいて文句を言う」、つまり自分は参加しないのだから、責任を取ろうとしない、しかも、すべての結果に対しては、あたかも判定者や判事、裁判官であるかのように勝手に判決を下して文句を言う、これです。やがてこれは自分よりも良い生活と労働の条件を得ていると思われる人たちや集団をそれよりも弱い立場にいる人たちや集団がバッシングしていく道具となる、という「おまかせファシズム」として利用される。かつて日本はそうした歴史を目撃していますよ。

司会 「おまかせ民主主義」は、参加する場所がないからそうなるのでしょうか。

中川 まず、選挙に行かないですね。

司会 選挙は政党に失望しているから行かないのでは。いま無党派が50%超えているわけですから、そういう意味では政党政治に対する失望感の表れといえるのではないのでしょうか。

中川 だから白票でもよいから投じて、投票総数と白票数を明示させる闘いをするのです。投票率わずか24%で知事になった埼玉県知事はノウノウと仕事をしている。ヨーロッパであれば、出直し選挙ですよ。

司会 行かないのも一つの態度とはいえないということですね。

中川 そう考える人もいますが、それはあくまでも卑怯な言い方なんです。政治のあり方を変えていく、政治文化を変えていくことは市民の最も重

要な責任の一つですよ。

坂根 戦争が終わったあとの流れの矛盾のように思います。戦後、国のしくみは一挙にとりあえず変わったのだけど、中身ががらりと変わったわけでもないというね。

司会 それを変えるにはどうしたらいいでしょうか。

坂根 それぞれのエリアのところで変えていき、それを積み上げる以外ないと思います。

●非営利・協同セクターの役割

司会 とくに原発についてはドイツの考え方、やり方が参考になると思われます。今後、コミュニティの運動や、協同組合など、非営利・協同セクターのやるべきことはどういうことでしょうか。

中川 ちょうどいま、全労済協会に依頼されて協同組合のテキストをつくっているところですが、協同組合はその事業を通じてよりよい社会秩序を形成していく条件をどう創り出していくか、どうその条件を再生産していくか、ということが肝心の点です、ということを強調しているところです。協同組合が、直接、社会を変革していくのではなく、事業と運動を一体化していくことによって、あるいは両者が相互に依存し合うことによって、協同組合はより良い社会秩序の形成に参加するのです。例えば食品添加物をなくしていくというのも、これは社会のあり方を変えていく条件を創り出していくことになった、と私は考えています。そのおかげで、食品に関していうと添加物は規制され、安心して健全な食品を口にすることができます。このように、協同組合は、その事業を通じてよりよい社会秩序を形成するのに役立つ諸条件を再生産する社会的役割、これを実践していくプロセスを協同組合運動と私たちは呼んでいるのですから、事業と運動は対立するのではなく、相互に依存し合い、作用し合う、ということになります。非営利・協同組織にはこの「事業と運動の相補的關係」を意識した実践を実行し

てもらいたいものです。

司会 今年は国連の定めた協同組合年ですね。

中川 そうですね。

坂根 ほんとうは絆という言葉より、協同という言葉なんだろうね。

中川 協同の倫理ということ、私は盛んに言っているんですよ。モンドラゴングループの活動を改めて見直すのもいいですね。日本の協同組合とは一味も二味も違いますよ。

角瀬 非営利・協同の議論が始まって、これからというところでそろそろ時間がなくなってきたのですが、協同組合と関連して、私が問題提起したのは「新しい公共」ということです。鳩山首相が在職中、「新しい公共」という言葉をキーワードとして使って以来、これがその後、乱用気味に使われてきているのではないかとみられます。

鳩山内閣の当時、円卓会議なんていうのが設けられました。そこではNPOのメンバーとともに会社の経営者もたくさん入っていたといわれるわけです。協同組合の陣営では生協総研が最近、研究を組織しており、「現代生協論コロキウム」というのを開いています。早稲田大学の坪郷実（政治学）さん、清泉女子大の庄司興吉（社会学）さんがその考え方を論じています。坪郷さんは、この鳩山の円卓会議について中身を検討してみると、「新しい公共」でもなんでもない、従来の政策や事業の名前を変えているだけと述べています（『生協総研レポート』no.68）。また、立教大学の原田晃樹（NPO論）さんは、「新しい公共」の名のもとに現に進行しているアウトソーシングに対して、官製ワーキングプアに対する対抗力を持たない施策としての協働はまったく無力、とまで述べています（『生活協同組合研究』2012・2）。

そういう問題点、論点が提起されているわけです。生協、協同組合、NPOその他「新しい公共」と言われているようなものを含めた全体でこれをどう考えていくべきか、その点を今後の課題として、それ抜きには福島復興もありえないんじゃ

ないかと思っておりますので、問題提起させていただきました。

坂根 私も、協同組合かどうか別だけれども、協同ということを考えていくことに取り組んでいかないと、なかなか困難で大変だろうと考えます。どっちにしろ大変だけれど、協同という考えをもっていないと多くの人々が難しいと思います。その意味ではこの研究所がやっていることや、協同を考えている人々の役割は大きいと思います。

中川 じつは、先般、『季刊・労働法』に依頼されて「高齢者の雇用・就労と社会的企業」と題する原稿を書きました。内容は、厚生労働省主宰の「今後の高齢者雇用に関する研究会」（座長・清家篤）が2011年6月20日に公表した報告書「生涯現役社会の実現に向けて」について論評方々、高齢者あるいは高齢者の雇用・就労に関わる社会的企業を題材にしたものです。この報告書が一番言いたいことは、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給が65歳からとなるのに、日本の企業の退職年齢が60歳なので、この5年間の再雇用を各企業に義務づけているが、一律65歳定年制度の採用は少数で、多くは1年契約のそれであるにしても、65歳まで働けるような制度を整備したい、というものである。65歳定年といっても、1年契約が有効である限り、実際には65歳まで雇用されることは難しいだろうから、他の働き方について私に論じてほしい、というのが依頼の中身であったわけです。

司会 政府は65歳定年と言ったので、若者は雇用機会を奪われるのではないかと不安に思っています。

中川 今言いましたように、年金受給年齢が65歳になるのだから、60歳定年ではなく、65歳定年に定年制度を義務化させるのですが、80%は1年契約の再雇用でしかも給料は半額になる企業が多い、とのことですので、事実上、多くの高齢者は働くことを止めるかもしれない。そこで私が依頼されたのが、ワーカーズコープや社会的企業はどんな企業体であるのか、それを書いてくださいという

ことでした。

私は簡潔に日本の労働者協同組合（ワーカーズコープ）とイギリスの社会的企業の事例を論じました。中身についてはまた紹介する機会があるかと思いますが、ここでは割愛させていただきますが、ヨーロッパ諸国、とりわけEUメンバー諸国にあって日本にない「労働のコンセプト」に言及して、このコンセプトがいかに重要であるかを紹介しました。そのコンセプトこそが「自己雇用」（Self-employment）です。「組合員が出資し、労働し、経営する」という、組合員が三位一体の役割を果たす働き方です。労働者協同組合がこの自己雇用の協同組合ですが、日本にはそのような協同組合の法律はありません。他の先進諸国には必ず労働者協同組合が登録でき法的保護が得られる法律が存在するのですが、日本にはありません。それは、日本では労働者は「雇用主に雇われている者」でなければならないからです。労働基準法上の労働者も被雇用者としての労働者なのです。おそらく、多くの日本の法律家も Self-employment のコンセプトを知らないのではないか、と私は思っています。要するに私は、少子高齢化のこの日本社会で「自己雇用」Self-employment のコンセプトを普遍化させ社会化させなければ、高齢者・高齢者の再雇用・再就労は困難になりますよ、またジェネレーション・ギャップが高齢者・高齢者に大きな問題を投げかけることになりますよ、と主張した訳です。グローバル時代のこの世界で日本は本当に遅れていますよ、と言いたかった訳です。

司会 被災地の雇用創出で、例えばそういうワーカーズコープのようなものとか、事業協同組合的なものの芽はあるのでしょうか。

中川 先日、岩手県の労協の若い人たちと被災地の人たちと一緒にワーカーズコープを創ってきたいが、どうすればよいか挑んでいるので、労働者協同組合（労協）の若い組合員たちに交って、後学のために大高先生（聖学院大学）が同行したそうです。どうになりましたか、と聞きましたら、「きっと、ロッチデール公正先駆者組合の先駆者たちも同じようであったのかもしれない」、と思

ったそうです。先駆者組合は確かに、1844年規約にはいろいろな目標や目的が書かれていますが、あれは意見がまとまらなくて、いろんなものを採り入れて、農業もやるし、住宅も建てるし、だけど10年も経ったら消費者協同組合のことをやっていることになる、じつは、先駆者組合もそんな状態ではなかったか、ということを彷彿とさせてくれました、と大高先生は言っていました。

話がうまくまとまらなかったようですが、大高先生はそれはそれでいいのでは、と思ったそうです。議論をあまりしたことがない人たちが議論をした。そこに参加して進行係を務めていたのは労協の若い女性で、彼女は議論の仕方に「びっくり」が先に来てしまったようでしたが、それでも議論は進んだのだから、次の機会に結論が出るのでは、と先生は思ったそうです。大高先生は、自分たちの地域コミュニティをどういうコミュニティにしていくのか、という思いをもって議論することに日本人は欠けているのではないか、と思ったそうですので、これが良い機会になるのでは、と私も感じ取った次第です。大高先生に今後の可能性を聞いたところ、ひょっとしたらまとまるかもしれないということでした。なぜかと言いますと、議

論をして自分たちのニーズをどういうふうに調整していくかを、彼らは経験しているのではないか、であればこの経験が大きな力になるからですよ、というのが大高先生の感想でした。

司会 復興資金の一部を、そういう雇用創出のものとか、先ほどの「新しい公共」を批判的にとらえた議論の先にある協同事業を育てるために使うというプランを出していかないと、なかなか地域再生は難しいのではないのでしょうか。

坪郷さんは菅政権のなかで諮問委員会の分科会の委員長として、従来の「新しい公共」と一味違った案を出しています。その部分に予算をつけるような具体的な政策が必要でしょう。

中川 議論をして自分たちのニーズを示し、そしてそれらのニーズを調整していくことは、小さなことのようにですが、これから生きてくる重要な経験になるのではないかと思います。

司会 本日はありがとうございました。

(2012年3月2日実施)

TPP と米国の対日医療戦略

高山 一夫

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）協議の行方とそれが日本の医療制度に及ぼす影響について、議論が喧しい。以下では、TPP と日本の医療について、医療分野における米国の対日要求という視点から、米国通商代表（USTR）の主張なども含めて考察したい。

TPP 協議の到達点

TPP の原協定（P4）は、もともと2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国が締結したFTA（自由貿易協定）である。P4では、物品貿易のほか、競争政策、知的財産、政府調達、サービス貿易、紛争解決などについて取り決めている。現在進行中のTPP協議では、とくに2008年に米国が参加して以降、物品貿易やサービス貿易が細分化されるとともに、投資や分野横断別事項が新たに追加され、より包括的な協定を指向している。

2011年11月12日に、首脳会議が公表したTPPのおおまかな輪郭のなかから、医療分野との関わりの深い事項をいくつか紹介する⁽¹⁾。第一に、物品貿易について、例えば米韓FTAでは医薬品・医療機器が独立した項として明記されたことに対して、輪郭ではそうした部分はない。ただし、「物品市場アクセス」について、WTO協定を上回る水準の関税撤廃や非関税措置の撤廃を扱うとしていること、また「競争」において、競争法の執行における手続き的公平性、透明性などが謳われていることから、例えば薬価制度がTPPでどう扱われるのか、今後とも注意深く見守る必要がある。

第二に、知的財産に関しては、「TRIPS協定と公衆衛生に関するドーハ宣言」を条文案に反映することで合意したことが注目される。ドーハ宣言では、途上国における「公衆衛生の保護、特に医薬品へのアクセスを促進するという加盟国の権利を支持するような方法でTRIPS協定が解釈され実施されるべき」ことが謳われており、その後のTRIPS協定改定により、途上国が特許権者の許諾を得ないで抗HIV薬などを製造し、あるいは製造能力を欠く国へ輸出することが、一定の条件の下で認められている。TPP協議において、このドーハ宣言が確認されたことは、少なくとも途上国については、望ましいことである⁽²⁾。

第三に、投資とりわけISD（投資家対国家の紛争解決）である。ISDでは、とくに間接収用の取り扱いが争点となる。間接収容とは、制度や政府規制によって、投資財産の収益機会が阻害され、収用と同じ結果をもたらすことをいい、ある政府規制が間接収用であると判断されると、当該政府は投資家に対して補償をしなければならない。そこでFTAや二国間投資協定においては、公衆衛生や安全、環境などへの適用について、一定の歯止めをかけねばならない⁽³⁾。TPPの輪郭では「投資に関する条文案は、公共の利益のために規制を行うTPP参加国の権利を保護する」と述べており、TPP参加各国の医療制度や政府規制が、それだけで直ちに間接収容を構成するわけではない。

ただし、例えばNAFTA（北米自由貿易協定）では健康や環境に係る規制も紛争事案となっており、またISDの主たる仲裁機関である投資紛争解決国際センター（ICSID）の中立性や透明性に

1 外務省ウェブサイト http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/pdfs/tpp_01_07.pdf

2 ただし、ドーハ宣言後も医薬品価格は上昇し、途上国の負担が増しているという報道もある。「ドーハ宣言から5年経過後、医薬品の価格は未だ上昇、各国がTRIPS協定の柔軟性を活用することが必須」(<http://www.msf.or.jp/news/2006/11/438.php>)

3 米豪FTAのように、そもそもISDを含まない協定もある。TPP協議で豪州がISDをどう取扱うかが注目される。

対する疑義もみられる。さらには仲裁判断に対する不服申立（解釈、再審、取消）も難しいことを鑑みると、TPPにおいても医療制度がISDの対象とされ、当該国に不利な結果を招く懸念は決して拭えない。

医療分野のTPP協議における米国の主張は、2011年9月にUSTRが公表した「医薬品へのアクセス拡大のためのTPP貿易目標」からも伺うことができる。この貿易目標では、医療アクセスを促進する貿易（Trade Enhancing Access to Medicines; TEAM）の観点から、①革新的医薬品・ジェネリック医薬品へのアクセスの迅速化、②ジェネリック医薬品の製造業者にとっての法的予見性（legal certainty）の強化、③医薬品に対する関税撤廃、④税関における障壁の低減、⑤模倣医薬品の貿易阻止、⑥各国内における医薬品の流通障壁の低減、⑦透明性と手続きの公平性（procedural fairness）の強化、⑧不要な規制障壁の最小化、⑨TRIPS及び公衆衛生に関するドーハ宣言の再確認の9項目を列挙している⁴⁾。

USTRの貿易目標では、ジェネリック医薬品の促進やドーハ宣言の再確認など、途上国に対する一定の配慮がみられる。と同時に、関税や障壁の撤廃・低減が明記され、さらには透明性と手続きの公平性として、「ジェネリック医薬品及び革新的医薬品双方がTPP各国の市場に参入する最も公正な（the fairest possible opportunity）を確保する」とも併記されている。TPP協議で米国が「医薬品へのアクセス」を主張するときは、その含意について複眼的に評価する必要があるといえる。

米国の対日医療戦略

次に、日米間のTPP事前協議において（あるいはTPPとは別交渉で）、米国側が主張すると思われる対日医療戦略に注目する。ここでは、2011年2月の日米経済調和対話、およびUSTRの外

国貿易障壁報告が参考になる。

まず、2011年2月の日米経済調和対話では、「両国のシステム、規制アプローチ、その他の措置や政策の調和」を図る観点から、10の領域で米国側の関心事項を列挙され、「医薬品・医療機器」もその1つに数えられている⁵⁾。

医薬品について、具体的には、①新薬創出・適応外解消等促進加算（新薬創出加算）の恒久化、加算率の上限廃止、②市場拡大再算定ルールの廃止・改正、③外国平均価格調整ルールの改定、④14日の処方日数制限ルールの改正、⑤革新的医薬品の早期導入によるドラッグ・ラグの解消、⑥薬価収載までの期間の短縮などを主張している。他方、医療機器に関しては、①外国平均価格調整ルールの廃止、②対外診断薬の保険償還、③大型医療機器に対するC2保険適用、④デバイスラグ・ギャップの解消、⑤企業に対する薬事規制負担の軽減などを盛り込んでいる。米国側の関心事項は明らかに、日本に対して薬価制度や審査承認体制を見直させ、米国の新薬企業、医療機器メーカーにとって有利な保険償還を設定することである。

薬事制度や薬価・材料価格に対する米国側の認識は、米国通商代表の外国貿易障壁報告で明瞭に示されている。2011年の報告では、「医療機器及び医薬品」が、「規制と規制執行の透明性」の枠で扱ったうえで、①医療機器の外国平均価格調整ルールの廃止と、②薬価維持加算の恒久化、市場拡大再算定制度の見直しなどが、「規制と規制執行の透明性」を高めるために不可欠だと主張している⁶⁾。

したがって、TPP協議および日米事前協議においても、「透明性」の旗印のもとで、具体的には現行の薬事制度の見直し、米国産業に有利な形で薬価・材料価格設定が要求されると推測できる。

2011年外国貿易障壁報告では、いまひとつ、「サービス障壁」の1分野に「医療サービス」を明記したことが注目される。そこでは、「厳格な規制

4 USTR, Trans-Pacific Partnership Trade Goals to Enhance Access to Medicines. (訳文は外務省仮訳に拠る)。なお、①は、合意された期間内（an agreed window of time）に発明者がTPP域内市場に医薬品を供給することを義務付けるなどにより、TPP域内市場への医薬品供給を促進し、また同時に、ジェネリック製造業者が参入する途を拓くことをいう。また②は、具体的にはジェネリック医薬品に対する特許の例外とインセンティブ付与である。

5 United States-Japan Economic Harmonization Initiative.

6 USTR, 2011 National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers.

によって、外国事業者を含む営利企業が包括的サービスを行う営利病院を提供する可能性等、医療サービス市場への外国アクセスが制限されている」と記されており、営利目的の病院等開設が、TPP 協議に持ち込まれる可能性もある⁽⁷⁾。

米国が主張し、TPP でも協議されると予想される事項は、日本にとっては医療の市場化と営利化を促進し、薬価・材料価格の高騰をもたらす恐れが強い⁽⁸⁾。しかし、医療政策ないし国際保健の観

点からは、医療費なかでも薬剤費の抑制が焦眉の課題であり、それに逆行する米国の主張には正当性が乏しい。むしろ日本としては、国民皆保険制度を維持しつつ、途上国への多様な医療支援や国際医療交流を通じて、アジア・太平洋地域での存在感を増すことが望ましいのではないだろうか。

(たかやま かずお、京都橘大学准教授)

7 TPP はネガティブリスト方式を原則としているため、TPP 協議国で営利病院を禁じている国が少なければ、その開設がそもそも協議されない可能性もある。

8 ジェネリック医薬品の普及次第では薬剤費が抑制される可能性もあるが、米国のジェネリック医薬品連合は日本の TPP 協議への参加に反対している。外務省「TPP 協定（日本との協議に関する米国政府意見募集の結果概要：主要団体の意見詳細）」

ドイツの電力協同組合と地域社会

石塚 秀雄

1. はじめに

ドイツは人口8170万人（日本の半分強）、面積36万平方km（日本とほぼ同じ）であり、自立的な16州で構成され、連邦共和国である。いわゆる地方自治体（ゲマインデ、Gemeinde）は約11,000存在する（日本は1719）。1991年に東西ドイツは統一した。

周知のとおり、ドイツは2022年までにすべての原子力発電所を廃止し、脱原発を決定し、原子力発電に頼らないエネルギー政策を打ち出した。その決定は政府の倫理委員会の諮問によって決定されたが、その理由の中には、原発に多額の費用がかかり、経済効率性がないと見なされたことと、フクシマ原発事故により一層の危険性が明らかになったことがある。しかし、ドイツの脱原発の決定には、フクシマ以前のドイツ的取り組みという別の要因も挙げることができる。それは、第1に、電力供給の制度が日本とは異なり、より公共性と社会性をもって構築されてきたことである。第2に、1986年のチェルノブイリ原発事故以降、ドイツに起きた反原発運動が、環境政党といわれる緑の党（Grüne）および左翼党（Links）や市民活動・社会運動として取り組まれてきたことである。第3に、それに伴い、代案としての再生可能・持続可能なエネルギー政策が打ち出されたことである。それは化石燃料（石油・石炭・ガス）などの代案であり、エコロジー運動とも連動して進められてきたことである。第4に、以上のことを進める上で、さらには、電力自由化政策に平行して、社会的インフラとしてのエネルギー供給システムのあり方について、地域分権化、すなわち、電力

供給を市民主体にする動き、すなわち「電力の民主化」の動きが活発化してきたことである。

ドイツにおいては、そもそも電力供給の末端部分は公益性の強い事業体が主として担っているが、以上のような流れの中で、地域コミュニティ主導型の再生可能エネルギーによる電力供給システムがドイツの各州の中に活発化してきたのである。

ドイツにおいてもヨーロッパレベルでの電力自由化政策が採用され、電力事業の再編が進んだが、末端の電力供給網（電力供給ネットワークまたは電力グリッド）の末端事業体の多くは、公益事業体である。

その数は約700であるが、その中には、エネルギー協同組合も少なからず入っている。エネルギー協同組合は現在ドイツでは約300存在し、その多くは地域共同体（Kommune）の中で、社会的インフラの事業体として、地方自治体（Gemeinde）と連携しつつエネルギー供給を行っている。それは一般的にはコミュニティエネルギー事業（Kommunalen Energie Anlage）と呼ばれる

エネルギー協同組合のスローガンは、「電力（およびエネルギー）の民主化」であり、市民参加を重要な動機にしている。こうした電力網のあり方と社会運動および市民運動に基づく市民的事業があればこそ、脱原発を決定することが可能であったと言えるのである。

日本においては、経済セクターの問題としてフクシマ以後の電力問題についての問題提起が、いまのところ少ないと思われる。いわゆる電力再編問題と各経済セクターの役割という議論は少ない。その点でドイツの事情を瞥見してみたい。

表1. ドイツの電力供給システム

	事業体	市場占有率
発電	4 大会社ネットワーク	95%
送電	4 大会社	100%
配電	4 大会社ネットワークおよび50地方電気配給会社	73%
	700自治体公益事業体	27%

石塚作成（「研究所ニュースNo36号」より）

2. 電力市場の自由化

ドイツでは1998年エネルギー経済法（EnWG）が改正されて、電力供給における卸と小売りの自由化が進んだ。それ以前には、発電においては、8大電力会社が国内の90%を独占していた。1996年のEU指令96/92ECにより、送配電部門の自由化が進んだ。これを受けてドイツでは1998年にエネルギー法が改正され、自由化促進のために送電部門の「交渉協定」による参入が規則化され、発電と供給の分離会計が規則化された。さらに同法は2005年の改正で第三者参入が促進された。2005年改正では、再生可能エネルギーに関わる法令が整備された。

ドイツにおける電力自由化政策は、従来の大手電力会社たちによる棲み分け独占を解体および再編を意味するものである。このことは、送電部門についても自由化がすすみ、長距離の送電は利潤が上がらないので、送電供給の不安定さも増大するという事態を引き起こしつつある。こうして電力の分権化・地域化という方向は、電力自由化がもたらす経済的必然の側面を持ち、地域共同体も、電力の安定安価供給を模索せざるを得ない状況を引き起こした。このことが、とりわけ「電力の民主化」「電力を市民主体で」のスローガンのもとに起きているエネルギー供給システムの地域化の動きをもたらしただといえる。エネルギー協同組合の台頭もこうした文脈で重要性を示しているものであり、これにより環境問題、反原発運動とも連動し、持続可能なエネルギーを地域に供給する役割を強めている。

しかしながら、地域共同体において、どのような事業形態で行うかというのは、一様ではない。

いわゆる PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）という手法もその手段のひとつである。また、協同組合や経済アソシエーションその他、ドイツにおける公益的な企業形態が活用されている。こうした法人制度は日本には存在しない。

また1991年のエネルギー経済法に連動して電再生可能エネルギー法（EEG）も作られた。再生可能エネルギーとは従来の化石燃料以外のものを指す（水力、各種ガス、バイオマス、地熱、風力、ソーラーなど）。同法は1991年に制定され、その後4回の改正を行っている（2000, 2004, 2009, 2011）。1999年には社民党（SPD）と緑の党（Grünen）の連立政権で再生可能エネルギー政策は加速された。1999年には「10万戸屋根計画」でソーラーパネル普及キャンペーンが始まった。また風力発電導入も盛んになった。

エネルギーの持続可能な供給を目指すことを目的として、国民経済における費用節約、技術革新を目指す EEG 法は電力供給法が前身であった。これは電力自由化政策と連動したものである。2000年の改正では再生可能エネルギー占有率の2倍化普及を打ち出した。2004年改正では、国内電力供給システムの再編にともなう地域の再生可能エネルギー生産事業体の育成を重点とした。2005年にはキリスト教民主同盟（CDU）主体の保革連合政権となったが、引き続き、政策は継続された。

電力送電整備法 EnLAG, 2009でさらに、電力再編は、発電所の再編だけでなく、送電線が消えるということが明らかになってきた。ドイツの電力再編については当「研究所ニュースNo36『ドイツの電力供給の経済セクター』」（2011年12月）を参

表2. ドイツの発電資源（2010） 総量6050億 kWh

	原子力	天然ガス	褐炭	石炭	再生可能エネルギー	その他
占有率	22%	13%	23%	19%	17%	6%

出所：BürgerEnergieGenossenschaften Wolfhagen, 2011

表3. 再生可能エネルギーの全電力における比率（2009～）

	ソーラー	水力	バイオマス	風力
	2.0%	3.3%	5.5%	6.0%
発電量	120億 kWh	197億 kWh	1135億 kWh	1365kWh

出所：BürgerEnergieGenossenschaften Wolfhagen, 2011

考のこと。

3. 地域コミュニティとエネルギー供給事業

ドイツにおいては、協同組合と地域共同体は、非営利、公共性、人々の地域における協働という点で、営利企業よりも類似性がある。地域と経済活動を結びえる有力な形式が協同組合である。しかし、ドイツにおいては非営利・協同あるいは公益的な経済事業体の形態が諸種存在する。そしてドイツにおいては「共同会社」(personen gesellschaft))とよばれるところの一連の会社形態がある。すなわち有限会社プラス地域合資会社、コミュニティ株式会社、コミュニティ子会社目的会社などで、共同の目的のために法人同士(または個人)が共同出資をして、特定目的のために作る企業がある。これはヨーロッパ連合では「ヨーロッパ経済利益グループ」と呼ばれる会社形式が1985年から制度化されたことと連動するものである。協同組合以外には、アソシエーションがある。アソシエーションには登録アソシエーション(e.V)と経済アソシエーション(w.V)がある。また、ドイツにおいては株式会社(AG)よりも、協同組合および有限会社(GmbH)や合資会社(kG)がより公共性を持ち、書類要件でもより簡便性を持ち、設立費用も相対的に安価である。また市民参加の点で、組合員持ち分(出資金また

は資本)の範囲での有限責任にとどまる。

日本ではいわゆるPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)における特別目的会社が導入されたが、周知のようにうまく機能していない。これは日本においては、たとえば、ドイツにおけるように一連の「共同会社」の概念が存在しないからである。市民イニシアチブをどのようにするか、あるいは市民的なコーポレート・ガバナンスをどうするのかという発想が脆弱なためである。もちろんこれらの議論には簡単な解決が用意されているわけではないのは当然である。

この点で、協同組合形式は、組合員(市民)の人的結合の事業体であり、「1株1票」という営利企業原則ではなく、組合員が出資し、共同所有し「1人1票」という民主的決定原則に基づく、平等な組合員によるコーポレート・ガバナンスを実行するという点で、運営原則は地域共同体の公益事業を行うのに適した企業形態であるといえる。すなわち、コミュニティ・ビジネスとして市民参加の有力な一形態といえることができる。

いわゆるコミュニティエネルギー事業システムのモデルの図式は図1の通りである。すなわち、エネルギー生産供給事業体は社会的な企業であり、形式は協同組合であったり市民的「共同会社」であったりする。地方自治体(gemeinde)や地域共同体(Kommune)および利用協同組合などが出資をする。

図1. 地域エネルギー供給事業システム資金の流れの一例

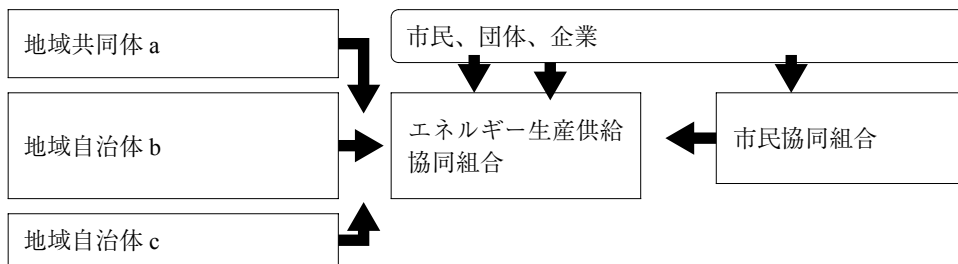


表4. 地域共同体(Kommunale)のエネルギー比率の現状と目標

	電気	暖房	燃料
2009	16.3%	8.8%	5.5%
2010	20%	10%	6%
2030	46.8%	25.1%	21.4%

出所: Agentur für Erneuerbare Energien e.V., 2012.
約37万人が従事する(2010)。10年前の2000年は10万人。

4. ドイツ協同組合法改正の特徴

エネルギー協同組合はなによりも協同組合である。協同組合は基本的に人的会社であり、人々の共通のニーズを実現するために、自らが参加（出資、利用、労働など）するものである。協同組合原則の中には「1人1票」等の民主的運営原則があり、協同組合は社会的・非営利的・公共的な経済活動を行うものである。

日本の協同組合法は、個別法しかなく、いわゆる生協法、農協法などとなっていて、一般法はない。一方、2006年にドイツ協同組合法が改正された。旧法と抜本的に変わった点は、協同組合の種類分けの規定がなくなったことである。その条文がなくなったことは、協同組合はどのような種類のものも作ることができるということである。すなわち、新法の特徴は、次の点を上げることができる。①協同組合の目的に「文化的」「社会的」

利益目的が加わった（第1条）。これは保育所、介護施設、学校などを想定したものである。②公益事業への経済参加の容認（第1条）。③最低3人で協同組合が設立できる。（第4条）。④協同組合種類規定の削除。⑤最低出資金額の自由化（第8条）。

エネルギー協同組合との関連で言えば、協同組合が作りやすくなったこと、経済活動がやりやすくなったことなどがあげられる。そして2006年以降、市民ソーラー協同組合の設立が活発化したのである。

5. 協同組合の税制

電気事業の公共性にとって協同組合形式は好ましい形態であるといえる。税制の内訳について、表5に示す。

表5. 協同組合の税制（最大）（利益が100の場合）

項目	協同組合		合資会社	
	比率	金額割合	比率	金額割合
利益		100		100
事業税	14%	14.00	14%	14.00
法人税	15%	15.00	45%	45.00
その内連帯税	(5.5%)	0.82	5.5%	2.47
企業税合計	29.82%	29.82	61.47%	61.47
税引き後利益	70.18%	70.18	38.53%	35.53
課税合計	(+組合員配当課税)	48.33		
税引き後利益		51.66		

出所：石塚作成。

注：連帯税は1991年より7.5%。1998年より5.5%。主として旧東ドイツ地域の支援のため。

6. 電力供給協同組合の登場

ライフアイゼン協同組合運動の影響下に、1920年代に初めて電力協同組合がつくられた。約100年の歴史がある。原子力発電による電力や環境に負荷をかけるエネルギーではなくて、再生可能なエネルギーによる電力を目指し、「電力の民主化」をスローガンに掲げた電力供給協同組合の運動がドイツで存在する。その背景にはどのようなものがあるのか。市民、地方自治体と協力して地域分散型の電力供給を行う事業体として、どのような

特徴を持っているのか。

エネルギー協同組合が関わるエネルギー源は、水力、火力、風力、太陽熱（ソーラー）、バイオガスその他であり、作り出すエネルギーは、電力、暖房、温水などである。また地域暖房ネットワークや電力グリッド（ネットワーク）にも参加する場合が多い。したがって地域自治体やエネルギー事業体との関係もある。現在約300のエネルギー協同組合（energiegenossenschaften）が存在するが、その多くは2006年以降のものである。しかし古いものもいくつか存在する。それらの多くはエネルギー資源をミックスしている場合が多い。ソーラ

ーだけでは曇りの日が続けばよくないし、風が吹かなければ風力発電は不調である。地域に安定電気供給を行うには複合的な発電が好ましい。地域により水力や地熱が主体という場合もある。数として多いのは「市民エネルギー協同組合」と呼ばれるもので約65ある。またバイオエネルギー暖房供給を主たる目的とするものが約40ある。

エネルギー協同組合の新しい出現の動因は、次のようなものがあげられる。①地域のエネルギー供給の自主化、②新規エネルギー供給への参入、③市場化やエネルギー独占からの独立志向、④環境問題への貢献、⑤地域経済の創出、⑥地域開発への貢献などである。そのようなためには、市民主体の経済活動が望ましい。

エネルギー協同組合は、持続可能な地域エネルギーの供給と地域雇用の創出の2つを目的にしている。協同組合として、民主的運営、組合員の出資額に応じた責任、倫理的投資の受け入れ、市民事業としての非営利性という特徴をもっている。

いわゆる新エネルギー協同組合あるいは市民エネルギー協同組合の設立時期は2006年以降、とりわけ2010年に94、2011年に111の協同組合が設立されている（DGRV、ドイツ協同組合連合会）。

これらの電力源は風力、水力、バイオ、コージェネレーション、ソーラーなど、多様である。またその多くが地域の電力供給のために地域自治体と協働している。ドイツの住宅の22%は再生可能エネルギー装置を設置している（2011）。逆に、導入しない理由は、賃貸住宅、金がない、手続きが煩瑣、知らないなどである。こうした個人的な対応とは別に、地域的な対応という側面がある。

運営モデルとしては、電力供給者としてエネルギー協同組合に対して、出資するのが各地域自治体で最低5,000ユーロ、また利用者協同組合である「市民エネルギー協同組合」にも出資し、市民エネルギー協同組合の組合員は出資金一口500ユーロの出資をする、といった形式である。

協同組合が再生エネルギーに取り組むメリットとしては市民事業に地方自治体と地域の協同組合的銀行が協力するという仕組みにある。地方自治体がエネルギー協同組合を供給者に選ぶメリットは、公益性、事業費用、エネルギー料金、市民参加などのいくつかの要因がある。地域の公益事業の担い手として、協同組合モデルがふさわしいという合意に達する場合、その経営手法はいくつかある。そのいくつかの事例を次に示す。

表6．代替エネルギー施設所有区分（53,000MW）,2011

分野	比率	分野	比率
協同組合（市民）	40%	その他の電力会社	7%
事業団体	14%	財団・銀行	11%
農業団体	11%	一般企業	9%
大手4電気事業会社	6.5%	その他	1.5%

出所：Juwi, 2011

7. ドイツの電力供給協同組合の事例

（1）ホンベルクの電力協同組合

ドイツ中部のヘッセン州にあるホンベルク（Homberg、人口14,000人）にあるホンベルクのエネルギー協同組合の歴史は古く1920年に設立され、電気の供給を始めた。現在、熱電コージェネレーション、再生エネルギーなどに基づく電力、ガス、暖房供給を市内に供給している。事業高は2010年度で約960万ユーロ（約13億円）である。組

合員数1200（個人、団体）。組合出資金は一口500ユーロ。電気、暖房などの供給。利用件数9,285件。供給地域面積16.81km²。

（2）ティティゼー・ノイシュタット電力供給事業体（EVTN（Energieversorgung Titisee-Neustadt））

① EVTN

南ドイツ、バーデン＝ヴュルテンブルク州フライブルク郡にある小さな地方自治体であるティティゼー・ノイシュタットは人口12,000人の町である。ティティゼーとは小さな湖の名前である。シュヴァルツヴァルト地域のローカル電源グリッド

を購入する EVTN 有限責任会社を電力会社 Schönaue の関連する EWSNetzkauf (エコ発電協同組合) が2011年10月に設立した。このために町にエネルギー協同組合を設立。組合員は個人、法人が加入できる。一口500ユーロ。最大10口。58人組合員。町長の Armin Hinterseh 氏は「歴史的な日」と評価。「市民は自分たちがエネルギーを手にすることができた」とのべている。EVTN は町が60%、EWS が30%、市民エネルギー協同組合が10%を所有し、2012年から電力供給をしている。市民エネルギー協同組合は組合員数448人、出資金口数475 (2011.11) である。

1998年、EWS の顧客契約数は当初は1,700件であったが、現在115,000件 (2011.7)。水力発電。原発に頼らない。450 (百万) kWh。発電施設1800カ所。ソーラー、水力、風力、バイオマス、暖房発電連結など。二酸化炭素排出減少。

② シェーナウ (Schönaue) 電力会社の歴史

1987年 シェーナウで電力競争はじまる。

1991年 シェーナウの電力グリッド事業に、最初の市民参加を決定。

1994年 シェーナウ電力事業体(EWS)を設立。

1997年 EWS は地域の電力グリッドの供給事業体として最初の反核運動をおこなう。

2002年 ドイツ最大のグリーン電力会社に。

2009年 全国的な反原発運動を開始。「反原発の100の理由」運動。

③ EWSNetzkauf ネット販売協同組合

これは電気供給を行う協同組合であるが、協同組合定款をモデル事例として紹介することにする。

定款第2条目的

(i) この協同組合の目的は、組合員の経済的要求と保護を実現するために、環境に優しく原子力を使わないエネルギーを、同様に水道水を、安全に適正価格で供給することである。この協同組合は、その目的を実現するために、とくに環境に考慮し、とりわけ、再生可能エネルギー生産および分散型発電暖房施設に基づき、さらにエネルギーと水道水の節約を行う。

(ii) この事業体の事業目的はエネルギーと水道水の供給である。事業は、それらの生産、販売、配給、販売、取引を含む。

(iii) この協同組合は、この事業体の目的に沿ったすべての営業と措置を決めることができる。また直接、間接に役に立つと思われることを実施できる。とりわけ国内、国外に子会社や支社を設立することができる。その事業体の運営と参加は国内国外のそれぞれの法的形式に基づく。売却する場合は、経営陣全員一致とし、規則に基づき決定するか、または経営参加権を制限することができる。また事業を連合しているその他の事業体に、全部または一部を渡すことができる。

(iv) 事業を非組合員にたいしても拡大適用できる。

④ フクシマ原発について

「フクシマは警告する。すべての原発をなくせ」として、2012年2月11日の東京での脱原発運動があったことを紹介し、3月11日はドイツでも連帯の集会を行うとしている。

表7. EWS 発電施設 (2011)

発電施設種類	施設数	発電能力(kW)	年間供給量(kWh)
ソーラー発電	1,193	6,225	5,413,621
コージェネレーション	221	1,431	3,047,370
水力発電	3	270	1,450,000
風力発電	2	1,800	2,255,000
バイオガス発電	33	3,162	20,674,643
合計	1,452	12,868	32,840,634

出所；EWS, 2012

(3) エネルギー協同組合オーデンヴァルト (EGO)」

ドイツ南西部のバーデン＝ヴュルテンブルク州にあるオーデンヴァルトは人口約18,000人の町で

ある。エネルギー協同組合の設立は2009年2月である。設立準備は2007年から始められた。市民と市、地区自治体および地元の協同組合銀行(Volksbank Odenwald)の協同によって設立された。町のビヤホールや集会場にソーラーパネルを設置、羊牧場のソーラー発電などを含めて、水力発電、風力発電、熱電システムなどで、地域で約60カ所、年間400万 kWh の電力を供給し、事業高は1400万ユーロである(2011)。組合員として市、地区自治体が加入し、また個人組合員数は780人で、出資金一口100ユーロで最大1万ユーロまで出資できる。出資金配当は年3.2%(2010年)である。風力発電は1200世帯に電気供給している。協同組合のモットーは「おしゃべりしないで、実行しよう」である。

(4)「テュートブルガー・エネルギーネットワーク協同組合(TEN eG)」

ドイツ北西部のニーダーザクセン州のハーゲン(Hagen)に本部を置くこの協同組合は、1920年から1922年に地域に作られた4つの電気協同組合が1989年に合併して設立されたもので、2000年に現在の名称となった。

対象地域居住者60,000人。契約件数25,000件。組合員2,887人。出資金は個人一口100ユーロ、団体(企業)1,000ユーロ、出資口数11,421。事業高5,710万ユーロ。供給エネルギーは電気、水道、暖房、ガスなど。エネルギー源供給施設には風力(3事業体)、ソーラー(5事業体)、バイオマス(1事業体)、その他(4事業体)であり、それぞれの施設は主として有限会社(共同会社)形式を取っている。モットーは「エネルギーの分権化」である。大手電力会社の電気独占を地域自治体と地域住民の主導にし、また地域経済の活性化を図ることである。

設立に際してはどのような法人形態がよいのが議論された。株式会社、または公私混合型の有限会社、協同組合の選択肢があった。その結果、地域公益事業として、エネルギーネットワーク協同組合が主体となり、各地域自治体が出資するという形態を採用した。さらにモデル的にはこの地域公益事業体は「コミュニティ協同組合」として、地域自治体、TEN 協同組合、協同組合銀行、関

連事業体(企業)、市民などにより形成される。さらにこのエネルギーネットワークは範囲を広げて、その他のエネルギー協同組合と協同して、HEW ハンブルクエネルギー協同組合ともネットワークを組み、営利電力会社のネットワークに対抗するという構想を持っている。

(5) 小規模な事例

さわめて小規模な地方自治体の事例として「エネルギー協同組合リーバーハウゼン(EGL)」を一例としてあげる。ドイツ中西部ノルトライン＝ヴェストファーレン州にあるリーバーハウゼン(Lieberhausen)は人口104世帯330人の小さな村で、「バイオエネルギー村」と呼ばれている。木材チップを原料として熱、暖房を供給し、CO₂削減の持続可能エネルギーを追求得している。地域暖房プラントは970kWの定格出力で運転されている。協同組合の出資金は一口400ユーロで村民が出資している。また協同組合は木材チップの販売事業を行い、2010年からはソーラーシステムの導入も行い、村の住宅に設置している。ちなみにEGLのスローガンは「グローバルに考え、ローカルに振る舞う」である。

8. ソーラーエネルギー協同組合

ドイツには現在約40のソーラーエネルギー協同組合がある。先に述べたように、2006年11月にドイツ協同組合法が抜本的に改正された。協同組合に公共性(公益性)があることが強調され、エネルギー部門でも事業体が協同組合に法人転換をするようになった。

たとえばボツダムにある「新エネルギー協同組合」はいわゆるソーラー協同組合であるが、25年間生産者消費者協同組合にいた人物が中心となり、2006年にソーラー市民協同組合を設立した。出資金の55%は市民組合員から、その他は協同組合銀行(Volksbank)などから借りている。

2008年前後でドイツ全土で35のソーラー電力協同組合があらたに設立された。

表 8. ドイツのソーラー電力供給協同組合

州名	数	州名	数
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	1	ハンブルク	1
ニーダーザクセン	22	ブランデンブルク	1
ノルトライン・ヴェストファーレン	4	ヘッセン	1
ザールラント	1	バーデン＝ヴュルテンベルク	6
バイエルン	4	合計	41

出所：“Genossenschaften auf dem Vormarsch”, PHOTON, Februar 2009

9. おわりに

ドイツのエネルギー協同組合の存在から学ぶべきものはなにか。電力などの社会インフラ供給において、「電力の民主化」のスローガンは、「社会の民主化」と同根である。経済活動を構成するセクターは営利セクターだけではなく、また公的セクターもある。ただし、従来の混合経済論の中ではこの2つのセクターの二元論的発想において考えられていたが、市民社会の民主化、あるいは市民参加やシチズンシップという価値に基づいて、非営利・協同セクターもまた重要な経済アクターとしてその重要性が増している時代に突入してい

るのである。われわれは、21世紀に入って、非営利・協同セクターを含めた新しい混合経済システムというものを構想しなければならない時代に入っていると思われる。ドイツの取り組みの事例は、技術的側面の問題だけではなく、社会システムの変革の課題を伴わなければ、どちらも実現できないことを示している。ドイツはなぜ、脱原発を決定できたのか。その理由の一端をエネルギー協同組合の実践は示していると思われる。それは3.11以後の日本のわれわれの課題にとっても参考になると思われる。

(なお参考文献の表示は、読者の煩を避けるために割愛した。)

(いしづか ひでお、主任研究員)

EWS 発電施設の1つ



国際協同組合年と日本の社会的経済セクター

杉本 貴志

1 各地の協同組合と国際協同組合年

国連総会によって2012年が「国際協同組合年」と定められたということで、おそらくこれは、協同組合の存在を世にアピールしようという人々にとっては、数十年どころか数百年に1度の絶好の好機であろう。国連から、いわばお墨付きを得た各種協同組合は、この機会を最大限に生かし、その組合員数や事業規模に比して著しく低い段階にあるといわざるを得ない協同組合の認知度の向上を図り、協同組合に対する一般国民の理解を深める必要がある・・・と、協同組合に関するアンケート調査の衝撃的といってもいい結果¹⁾を見た筆者などは思うのだが、いよいよ2012年に突入して3ヶ月となる現在でも、そのような機運はあまり感じられないというのが、正直なところである。

これはおそらく協同組合の現場から離れた位置にいる研究者だけではなく、協同組合運動を日々実践している現場の協同組合関係者にもある程度共通する感想なのではないか。

もちろん、広島県や福岡県のように、地元在住の研究者の協力を得ながら、各種協同組合組織が共同でセミナーや講演会などを重ねるなどして国際年を迎える準備を着実に進めてきた県もあるが、それはむしろ例外的で、年末までに1回、何か形だけでも催し物ができないか、いまだ企画中というような地域の方が圧倒的に多いように思われる。

各地域における取り組みの度合いの「差」には、日頃から協同組合陣営として一体となった活動を

してきたか否かも、かなりの程度影響しており、生産者の協同組合と消費者の協同組合とがこれまでもそれなりに提携して「地産地消」などの運動を進めてきた地域においては取り組みが比較的にスムーズに進んでいるのに対し、そうでない地域では、ようやく一から連携の道を探り始めたところもあるようである。

さらに昨年3月の東日本大震災や、いよいよ参加に向けての論議が本格化してきたTPP問題は、一面では今こそ協同組合の出番だという意識を高めるということにもつながったが、それどころではなく、緊急の対応策に全力を傾けなければならない状態に、現場の各協同組合を追い込んだのである。

2 日本の実行委員会と協同組合憲章

最前線で活動する単位協同組合からすれば、国連決議など雲の上のような話に感じられるのは当然のことであって、国際年の啓蒙・普及・宣伝活動において指導力を発揮すべきは、やはり全国レベルの実行委員会であるということになるだろう。形式的には農協、生協、漁協、森林組合、共済、労働者協同組合等々、日本で活動するあらゆる協同組合の全国団体の関係者が結集し、社会に多大な影響力をもつ有名人を加えて組織されている国際協同組合年全国実行委員会は、いかなる活動・運動を展開しているのか。

同実行委員会のホームページを見ると、11月に

1 全労済協会「協同組合研究会」によってインターネット上で行われた協同組合についてのアンケート調査は、「協同組合」という言葉・概念・存在が、われわれの予想以上に世間には浸透していないという結果をまざまざと見せつけている。詳細は、同研究会の大高研道氏によって分析され、報告される予定であるが、一端をあげれば、協同組合を「半官半民の団体である」とした回答者や「民間の営利団体である」とした回答者が「民間の非営利団体である」と正しく回答した人間を遙かに上回るという結果となっている。また東日本大震災で活躍した団体として「協同組合」をあげた回答者は、NPOをあげた回答者とは比較にならないほど少なく、各種組織の中で最下位であった。こうした結果からしても、いかに協同組合という存在が一般の人びとの意識のなかに浸透していないか、想像できよう。

予定される集会までに実行委員会が行う活動は、各種協同組合や関連組織が主催する行事、集会、出版などを国際協同組合年の「認定事業」「後援事業」として承認・指定することと、政府による「協同組合憲章」の制定（閣議決定）をめざして、その草案を作成し、これについての広報活動を行うことが中心となっているようである。

要するに、実行委員会自体が主体的に取り組んでいるのは、現在のところ「憲章」案の検討だけであるといってもいいだろうが、協同組合陣営がこれに注力するのは、本来であれば、すべての協同組合を統一して扱う協同組合基本法のような法律の制定をめざしたいが、現実的にはそれが困難であることから、まずは憲章を定めることで、その一歩としようということであろう。また、すべての協同組合を対象とする「協同組合原則」という国際的な合意がすでにあるにもかかわらず、さらにそれに加えて「憲章」を定める意図は、日本の協同組合が抱える現実を反映した、多くの人にわかりやすい形での協同組合の紹介と位置づけ、アピールが必要であるという判断なのであろう。

「憲章」草案は、3月末の出版が予告されているが、すでに実行委員会のホームページ上では、その全文が公開されている。

それではこの草案は、国際協同組合年において協同組合の存在価値を訴え、多くの人にそれを理解してもらい、それを高めることにつながるものとなっているだろうか。言い換えれば、国連総会や国際協同組合同盟がいうように、協同組合をもっと人々の視野のなかに入る存在とすること＝協同組合の「可視化」に貢献するような「協同組合憲章」が準備されているのだろうか。

残念ながら、管見の限り、各種会合・集会等々でさまざまな論者から聞く「憲章」案への評価は、そのほとんどすべてが否定的である。もちろん論者によって、その論点はさまざまであるが、多くの人間が一樣に指摘するのは、協同組合については疎い一般の人々が、たとえこの草案を手にした

としても、おそらくはこれによって協同組合についての理解を深めることは全くないだろうということであり、筆者もこれに（残念ではあるが）同意せざるを得ない。

3 啓蒙・教育活動と各種非営利組織との連携

憲章というものは、当該分野の関係者ではなく（ましてやその研究者ではもちろんなく）、広く一般の人々に訴えるために作成されるものである。そうであるならば、この「憲章」草案はあまりにも分量が多く、論点があまりにも多岐にわたり、複雑で詳細である²⁾。

その内容が間違っているとか、指摘が的外れであるとかいうのではない。確かに協同組合に詳しい人の目で見れば、協同組合が現在遭遇している状況について満遍なく記述がなされているけれども、そうであるが故に、これでは率直に言って誰も読まない（そして、読んだとしても一般の人々にはおそらく正確には理解できない）ということが問題なのである。この草案を何回読んでも、ここにはJAのことが書かれているのだと理解できる農協の組合員は少数であろうし、ここでいう協同組合には自分が利用している生協も含まれるのだということがわかって読み進めることができる生協組合員は、せいぜい数十名に1名であろう。

1995年の「協同組合原則」を含む「協同組合のアイデンティティに関する声明」の策定にあたっては、誰もが理解できるような内容とすることが重視され、その長さも印刷したときに必ず1ページ以内におさまるように考えられたという。「声明」が実際にそれに成功しているかどうかはともかくとして、実行委員会のなかで、そうした配慮が全くなされず、各種協同組合によって自組織についての記述をもれなく盛り込むことばかりが考えられていたのだとすれば、それは現在の協同組合が抱えるもっとも深刻な問題＝協同組合がその

2 1951年5月5日制定の「児童憲章」は、憲章と名付けられたもののなかで、おそらくもっとも有名な存在だろうが、これは全体で約700字の憲章であり、その分量は「協同組合憲章」草案（付属文書を除いて約4600字）の6分の1以下に過ぎない。「協同組合憲章」にもっとも大きな影響を与えたのは「中小企業憲章」であると思われるが、この非常に分量が多い憲章でさえ約3700字であるから、付属文書まで入れれば6000字弱という「協同組合憲章」のボリュームは際立っている。

「可視化」に成功していないという問題を、ほかならぬ委員会自体が体現し、実証しているということになろう。

生協も農協も漁協も森林組合も共済も、実は同じ協同組合という範疇にある存在だということを理解している人々は、現在の日本の社会のなかで、きわめて少数派である。医療生協や農協厚生連の医療施設もそうだと知る人に至っては、数えるばかりの一握りしかいないかもしれない。そうした現実から出発して、理解を少しでも深めることに取り組まなければ、国際協同組合年もいわば自己満足の1年に成り下がってしまうだろう。

本来、国際協同組合年を契機として各地の協同組合組織がなすべきことは何かといえば、地域における他の団体・組織（たとえば、NPOであるとか、各種運動体であるとか、場合によっては地域の中小業者であるとか）と共同・連携して、競争社会においてこぼれ落ちてしまった課題、競争原理では解決できない問題に取り組むことであろう⁽³⁾。しかし、この国際年について比較的進んだ

取り組みが展開されている地域においても、自組織とは異なる種類の協同組合への理解はまだまだ進んでいるとは言えないし、NPO等広汎な非営利組織と連携して国際協同組合年の行事・活動を展開しようという地域はまだほとんど見られないというのが現状である。協同組合について、社会の理解がほとんど得られていないなかでは、それは望んだとしても困難で無理なことなのであって、その限界を少しでも打ち破ることが、「協同組合憲章」にも、その他の活動にも、求められているのである。

「協同組合原則」生誕の地である英国・ロッチデールは、国際協同組合年を控えて、「世界の協同組合の首都（World Capital of Co-operatives）」と称されるようになった⁽⁴⁾。これを誇りと考えるロッチデールの地方当局は、地方史研究や博物館の機能をもつ施設「ロッチデール・タッチストーン」において、先駆者たちやその後の協同組合運動の発展を説明する展示コーナーを設けている。そこで注目されるのは、見かけ上は小さなコーナ



図1 ロッチデール・タッチストーン内の子ども向きコーナー（床には「第5 原則 教育、研修、情報」の文字がプリントされている）

3 国際協同組合年について、日本のメディアはほとんど関心を示していないが、例外的に『神戸新聞』はこれを社説で取り上げ、「地域によって立つ原点忘れるな」と訴えている（2012年3月4日付）。

4 Co-operative News, 18 November 2011.

ーに過ぎないこの展示の説明文等には、よく見れば、これまでの協同組合研究と地方史研究で積み重ねられた成果が盛り込まれており、百科事典の記述を写したような、よくある、ありきたりの展示ではない（つまり、専門家にも見応えある内容が盛り込まれている）ということと、その一方で、家族揃って訪れた参観者の全員がこのコーナーを楽しむことができるように、そしてロッチデール原則＝協同組合原則に謳われる「教育重視」を実践するものとなるように、展示の傍らに、子どもたちが遊びながら協同組合を学び、感じるコーナーが設けられていることである（図1,2,3）。

そこでは、就学前の子どもであっても楽しめるように、協同組合の店舗でままごとをしたり、協同組合の宣伝ポスターの塗り絵をしたりすることができるような準備がされている。

国内の国際協同組合年関係の諸企画に、そして

日本の協同組合運動に欠けているのは、こうした感覚であり、それが運動の外部から協同組合を「見えない」ものとしているのではないだろうか。国際協同組合年を機に、協同組合研究はそれなりに盛り上がりを見せているし、大学教育においてはかろうじて寄付講座の開設など協同組合教育のいくつかの試みが見られるけれども、小・中学生を対象としたそれはほとんど目立たない⁽⁵⁾。一般国民対象の啓蒙活動も然りである。

小難しい評論ではなく、誰の目にも見えて、理解できるような形での協同組合運動のアピールが今もとめられている。それは日本において社会的経済セクターを成立させるための条件であり、このセクターの中心的な存在となるべき協同組合がまず果たすべき義務である。

（すぎもと たかし、関西大学教授）

2012国際協同組合年全国実行委員会の URL=www.iyc2012japan.coop/index.html



図2 子どもたちが生協店舗ごっこをするコーナー

5 学校教育において協同組合がどう取り上げられているのかについては、『協う』（くらしと協同の研究所）No.116（2009年12月）の特集『『教育』と生協』を参照。



図3 協同組合のポスターをつくる塗り絵

17 反社会保障の風

野村 拓

81. 公費抑制トリオ

—レーガン、サッチャー、中曽根—

1970年代のオイルショック以後、企業の生き残り、生き残るための「効率化」競争が激化し、医療保障や社会保障の充実は企業の国際競争力を弱めると考える政治家が国政をリードする傾向が生まれた。1980年代におけるレーガン（米）、サッチャー（英）、中曽根（日）は、言うなれば公費抑制トリオというべきものであった。

レーガンは民主党政権の置土産ともいえる Medicare、Medicaid による公的医療費の抑制に腐心し、そのためにふさわしいシステムとして、カイザー・パーマネンテに代表される HMO (Health Maintenance Organization) を強く推した。「カリフォルニア医療」というべきかも知れない。

また、入院日数短縮のために、老人医療 (Medicare) の入院日数制限の目安としての DRG (Diagnosis Related Groups) を導入した。「入院患者数は1980年代に急落した。1人あたりの入院件数は25%下がり、平均入院日数は7.1日から6.3日に0.8日間短縮した。入院件数の低下と入院日数の短縮という両者の組み合わせで、アメリカの総入院日数は1980年と1990年の間で40%減少した (Sherry Glied : Chronic Condition, 1997, Harvard Univ. Press.)

サッチャーは無料の入院ベッドが気に入らず、NHS の無料ベッド、金持ち用の Pay Bed の他に、「差額ベッド」のような Amenity Bed を導入したが、日本の厚生省はこれを「快適サービス」という言葉で置き換え、1987年6月の「厚生省国民医療総合対策本部・中間報告」では「快適サービス」

は別料金でと主張した。

また、これより先、レーガンの DRG 導入 (1983.10.) の際には、中曽根内閣の厚生大臣が「医療標準」という新概念を導入し (1983.8.)、保険診療の範囲は「医療標準」が示す範囲にとどめ、それを超える部分は患者の自己負担で、と主張した。

レーガン、サッチャー、中曽根に共通する合言葉は「民営化」(Privatization) であった。アメリカでは

『社会保障の民営化』

☆Martin Feldstein 編 : Privatizing Social Security. (1998)

という本が出されたが、社会保障がないに等しい国でないに等しいものを「民営化」というこっけいな本である。

また、サッチャーはなにをしたか、という形で総括すれば、私立病院を増やしたことぐらいではないだろうか (Rob Baggot : Health and Health Care in Britain, 2版1998, Macmillan.)。

しかし、このトリオが、いつの間にか、「競争と民営化」すなわち「改革」と置き換えてしまった罪は深いものがあり、そのまま現在に影を投げかけている。このことは、次の書名が示すとおりである。

『医療における競争』

☆Les Storey 他 : Competency in Healthcare. (2002) Radcliffe Medical Press.

『医療における民営化』

☆April Harding 他 : Private Participation in Health Services. (2003) 世界銀行.

『医療改革の私営化』

☆M. Gregg Bloche 編 : The Privatization of

Health Care Reform. (2003) Oxford Univ. Press.
『医療と市場—平等対選択』
☆Daniel Callahan 他: Medicine and the Market—
Equity vs. Choice. (2006) The Johns Hopkins Univ.
Press.
『体制生き残りのコスト』
☆Percy C. Hintzen :The Costs of Regime Survival.
(2006) Cambridge Univ. Press.
『病院の生き残り』
☆Craut Cooper:Hospital Survival. (2008) Walter
Kluwer/Lippincott Williams & Wilkins.
『まだ破れている—アメリカの医療制度』
☆Stephen M. Davidson:Still Broken—Understanding
the U.S. Health Care System. (2010) Stanford
Univ. Press.
『アメリカの医療—組織、管理、政策』
☆Howard P. Greenwald:Health Care in the United
States. (2010) Jossey-Bass.
要するに「まだ破れたまま」なのである。

82. 受診抑制と病院つぶし

—逆風の1980年代—

日本の1980年代は、いわゆる『第二臨調行革路線』により、負担増による受診抑制と兵糧攻め(国公立病院の予算制限など)による「病院つぶし」というワンツーストレートが繰り返された時期である。1973年に実施された老人医療無料化はわずか10年の寿命でつぶされ、老人医療有料化を盛り込んだ老人保健法が1982年に成立し1983年から施行された。

この法律は老人医療を有料化しただけではなく、老人の入院患者の多い病院を社会保険診療報酬の上で差別し「1ランク下の病院」を設定するねらいをもっていた。医療法上のスタッフの充足に苦しんでいる「普通の病院」に対しては「1ランク下の病院」に転換するように誘導して「老人保健施設」づくりを勧めた。しかも、特別養護老人ホームならば「公費」で運営しなければならないが、「老人保健施設」なら相互負担の健康保険の財源でまかなえると、ずるいことを考えていたわけである。

まず、老人医療有料化で、医療保障制度に風穴を明け、次は現役労働者の10割給付に手をつけようというのが1984年の2割負担の導入である。これは激しい反対運動の結果「当面1割負担」ということになったが、このころから、医療費の「総枠規制」が唱えられ「そこに病院があるから医療費がかかる」という理屈にならない理屈で、全国的に「普通の病院」の病床数が規制されるようになった。1985年の医療法改正である。全国を345の保健医療圏(二次医療圏)に線引きし、圏域ごとに必要病床数を定めた。

この規制は、施行直前の「駆け込み増床」という予期せぬ結果をもたらしたが、住民にとって、もっとも身近な「普通の病院」の病床規制を始めたのが、1985年の医療法改正であった。

ついで、1986年には、国立病院の機能を「政策医療」(いわゆる「高度医療」に近い意味を持つ)に特化させ、「普通の医療」から撤退させることに主眼をおき、国立病院・療養所の3分の1を統廃合・移譲によってつぶす計画が発表され、実行にうつされた。

さらに翌1987年には前述の「厚生省国民医療総合対策本部・中間報告」が発表され、日本の「普通の病院」では、いわゆる「社会的入院」が多すぎて、諸外国にくらべて入院日数が長いこと、「快適サービス」は保険外負担で受けさせるべきこと、などが指摘、提言された。

では「快適サービス」とはなにか。例えば、入院給食は保険から外して、自由に病院の食堂で患者に選ばせればいい、これすなわち「快適サービス」なのだそうである。つまり、歩いて食堂に行けるような患者が入院していることを「社会的入院」と指弾しておきながら、歩いて「快適サービス」を受けに行くことをすすめた珍報告であり、日本の1980年代の医療政策を象徴するものであった。

83. チームナースとナーシングホーム

—看護も三層、ホームも三層—

一方で高齢化の進行、他方で核家族化による家族のケア能力の低下が進行すれば、「普通の病院」が「老人病院化」したり、いわゆる「社会的入院」が増えたりするのは当然である。「普通の病院」と「家庭」との間に、諸外国のように「ナーシングホーム」がなく、社会福祉施設としての「特別養護老人ホーム」（英文厚生白書ではこれを Special Nursing Home と訳している）や老人保健法（1983）による「老人保健施設」ができたのが、この時期（1980年代）の日本であった。では、アメリカやイギリスの「ナーシングホーム」はどうであったか。

アメリカにおける看護婦の三層構造（正看、准看、助手）は、第2次大戦中における看護要員の短期大量養成にたいする戦後処理として形成されたと考えていい。そして、戦時型短期大量養成と戦後の企業経営的低賃金看護志向とが一体化したものが1970年代から強調されるようになった「チームナース」と言える。日本の「准看」に相当する LPN (Licensed Practical Nurse)、LVN (Licensed Vocational Nurse) の教育期間が9カ月から1年2カ月であることは「より安直に」という傾向をものがたっている。

「チームナース」とは、実は看護代替職種の利用法であり、例えば外科病棟の「正看」（RN—Registered Nurse）の業務内容は、手術室における患者の術前処置、手術後のアセスメントが主な仕事であり、ほとんど病棟に入ることもなく、病棟患者にかんする情報は「准看」「助手」との毎日のミーティングから得ているようである。

また、病院看護婦が年をとれば、ナーシングホームの管理的看護婦にシフトされることが多いようで、ナーシングホームの看護婦は病院看護婦に比較して年齢が高く、収入は約半分といわれている。

ナーシングホームの歴史は比較的浅く、イギリスでは1939年に「ナーシングホーム法」が制定されている。しかし、それ以前に救貧施設収容者に

病人や老人の多いことが明らかにされていたから、ナーシングホーム的なものは法制定以前から存在していたと思われる。

アメリカの場合、1935年の社会保障法で私立ナーシングホームの設立が認められ、30年後の1965年、社会保障法の一部改正という形でメディケアが成立したとき、入院期間短縮のため、退院後100日間のナーシングホーム入所給付が決定された。このため、いかがわしい業者が「ナーシングホーム産業」に参入し、メディケアの金を吸い上げながら劣悪な給付を行い、その劣悪さは犯罪的である、とまで言われた。その結果、全米退職者連盟（AARP）などから強い抗議が出され、1987年に手直し法が成立した。

しかし、いつとはなくナーシングホームは

- ・ Skilled Nursing Home
- ・ Intermediate Nursing Home
- ・ Custodial (Basic) Nursing Home

に三層化され、退院患者の受け皿として使えるのは Skilled Nursing Home だけで、それも30日間を上限とするための入所前スクリーニング（Pre-Admission Screening）が行われている。長引きそうな人はお断りなのである。あとの2つのナーシングホームのうち、Intermediate は「前の週、1週間の間に看護師との接触はなかった」というレベルで、Custodial (Basic) にいたっては「看護師のいないナーシングホーム」と考えるのが妥当だろう。アメリカの RN（正看）のなかで、ナーシングホームに勤務するものは7%程度だから、ナーシングホームは「看護が提供される場」ではなく、せいぜい「看護師が管理する場」であり、その看護師もいない場合があるということである。

アメリカ医療における補助的・代替職種については州による相違もあって、統一的にとらえるのは難しいが、参考文献を挙げればつぎのとおりである。

『臨床的医療補助』

☆Margaret Schell Frazier 他：Clinical Medical Assisting. (2008) Pearson Prentice Hall.

『メディカル・アシスタント』

☆Alexandra P. Young 他：The Medical Assistants. 10版. (2007) Saunders.

『看護助手』

☆Sheila A. Sorrentino :Nursing Assistants.7版.
(2007) Mosby.

『医療職種—アメリカ医療における職種の動向』

☆Stephanie Chisolm :The Health Professions—
Trends and Opportunities in U.S. Health Care.
(2007) Jones & Bartlett.

84. 看護の変質

—二重の代替—

看護職種の「層化」、看護施設（ナースিংホームなど）の「層化」がすすむなかで、「より安く」「より費用効果的に」という「代替の論理」がはたらきはじめる。

整形外科医の代替として OT、PT が登場したのは、第1次大戦だが、それ以前の戦争時の野戦病院で、オペ場の第1助手をつとめてきた RN（正看）を制度化したのが、朝鮮戦争時の MASH（陸軍移動外科手術部隊）である。

この「代替の論理」に一番大きく影響されたのは、看護職種であった。一方では「医師の代替的な仕事」に吸引され、他方では、看護下働き職種による「看護の代替」が進行した。

これらにより、看護師の患者との接触時間は減り、「患者と向き合わない看護」が増えることになるが、このような「看護の変質」がいつからはじまったのか。いろんな節目が考えられるが、近いところでは、第2次世界大戦時の看護職員の短期大量養成とその戦後処理によってつくられた「正看・准看・助手」の三層構造を「チーム・ナースিং」という言葉で取り繕ったことが節目となっている。

日本の場合は、「チーム・ナースিং」としての機能を重視したわけではなく、患者にたいしては、助手をふくんでいてもチームとしては「看護」なのだから、提供されるケアの内容は「看護」であると言い、医療機関に対しては、「助手をふくんでいるのだから診療報酬（入院料収入）は安く」という二重の意味を持っていた。

アメリカの場合、「チーム・ナースিং」がもたらしたものは、正看（RN）のマネージャー化と「医師代替業務への踏み込み」である。看護業

務を「助手」によって代替させることができるのなら、医師業務を RN によって代替させた方が安上りではないか、という論理である。

医師代替業務に踏み込む職種名を NP（Nurse Practitioner）と呼び、州によって法的規制が違うので全体的な把握が難しいが、次のような本が出されている。

『NP の産婦人科業務』

☆Joellen W. Hawkins 他：Guidelines for Nurse Practitioners in Gynecologic Settings.8版. (2004) Springer.

これは診療科別に業務内容をしめしたものであるが、管理マニュアル的なものとしては

『NP のための管理ガイドライン』

☆Kathleen M. Pellitier Brown:Management Guidelines for Nurse Practitioner Working with Women.2版. (2004) F. A. Davis.

『NP の業務と法的ガイド』

☆Carolyn Buppert :Nurse Practitioner's Business Practice and Legal Guide.2版 (2004) Jones & Bartlett.

などがある。

また、RN には、看護チームに対する管理的雑用のほかに、英語を話せない外国人助手のために「バイリンガル・ナース」の役割が求められる場合もある。

要するに、「代替」「安上り」の論理によって、看護師は患者と向き合わなくなったと言えるのではないか。このような視点から検討すべき文献を次に掲げることにする。

『看護マネージャーの財務管理』

☆Steven A. Finkler 他：Financial Management for Nurse Managers and Executives.3版. (2007) Saunders.

『キャリア看護師』

☆Janet R. Katz:A Career in Nursing. (2007) Mosby.

『看護学校の生き残り』

☆Kell S. Dunham :How to Survive & Maybe Even Love Nursing School. (2004) F. A. Davis.

『看護のすべて』

☆Judith A. Schilling McCann 他編：All Thing Nursing. (2008) Wolter Kluwer/Lippincott Williams & Wilkins.

85. 権力者の学習

—医療問題の難しさ—

「代替の論理」は資本の論理と言い換えてもいい。そして、資本の論理にまかせっぱなしでいいのか、というのが国民の意向を踏まえた「公権力の反省」であり、公的社会保険、社会保障、労働保護立法などは「公権力の反省」の産物と見ていい。「反省」の一環としての公権力の医療へのかわり方、これは権力者にとっての難問である。社会保障制度の一環としての医療保障制度、というあたりまでは踏み込めるが、医療の中身にまでは踏み込みにくいからである。フランクリン・ルーズベルトは社会保障法（1935）をつくったが、それは「医療抜き」の社会保障法であった。議会で法案を通すためにアメリカ医師会（AMA）の動向などに配慮した結果といわれている。

戦後の1970年代の初頭に、アメリカの下院でこんなことが論じられた。“アメリカは世界で一番多く医療費や医学研究費を使っている。それならば、アメリカ国民の健康水準は世界一であってもおかしくないのではないか。ところが平均寿命はさほど高くないし、乳児死亡率も高い。それはなぜか”という論議であった。つまり、トータルシステムとしての医療の効果が問われたわけである。そして、このことがアメリカ医療を支配する市場原理といわゆる「自由診療」（保険診療ではない）によるものであるとすれば、公権力は医療のあり方に介入するべきではないか、また介入するとすれば、どのように介入すべきなのか、が問題視されるようになった。

欧州諸国では、医学医療が本格的な技術的展開を示す以前の段階で社会政策的枠組みがはめられ（例えばビスマルクの疾病保険）、その後の技術的進歩と社会政策的枠組みとはきしみながら折り合いをつけてきた。しかし、アメリカの場合は「自由診療」のもとで、医療の技術的展開がフルになされた後で、公権力の介入方法が問われているわけである。社会的弱者の医療へのアクセスを改善するために「メディケア」「メディケイド」が実施され（1965-66）、「自由診療」の聖域に一步踏

み込むためにDRGが導入（1983）されたが、いま、一番、医療学習が求められているのはアメリカの権力者である。にもかかわらず、依然として「国家か市場か」「StateかMarketか」というレベルの議論が交わされているうちに、アメリカだけを「企業の保健医療制度」の国に分類する本が出された。

『世界の医療制度・1・国別編』

☆Milton I. Roemer :National Health Systems of the World. Vol.1—The Countries. (1991) Oxford Univ. Press.

である。また、「アメリカは別」という立場で、アメリカをのけ者にした国際比較の本

『移行期の医療制度—その国際的展望』

☆Francis D. Powell 他編 :Health Care Systems in Transition—A International Perspective. (1999) Sage. が出されたりした。同様の文献で、北隣りのカナダにおける公的医療を見習いなさい、という意味の

『医療のために北方を見よ』

☆Arnold Bennet 他 :Looking North for Health. (1993) Jossey-Bass.

という本も出されている。そして何よりもアメリカの権力者たちが学ぶべきことは、同じくカナダで出された本の書名である。

『医療改革における市場の限界、公的成功と私的失敗』

☆Daniel Drache 他編 :Market Limits in Health Reform—Public Success, Private Failure. (1999) Routledge.

はまさに教訓的な書名といえるが、やはり権力者の学習はまず歴史に向けられるべきである。そして権力がよって成り立つ基盤が医療とどうかかわっているかについて学習しなければならない。その学習内容は、巨大な保険資本の尻馬に乗って、いかにTPPを展開するか、ということではなく、まず、カナダ、ニュージーランド、オーストラリアなど、先進的医療保障、社会保障制度を持つ環太平洋諸国に学ぶことではないか。

（のむら たく、国民医療研究所顧問）

【事務局ニュース】 1・2011年度研究助成決定

2011年度の研究助成は、下記の研究に決定しました。

(共同研究)「防災基本計画とハザードマップを検証する」

代 表 者：田口 正己（千葉県自治体問題研究所・理事長 立正大学名誉教授）

共同研究者：千葉自治体問題研究所、防災基本計画とハザードマップ検証チーム

助 成 金 額：100万円

(共同研究)「民間研究所論」

代 表 者：川口 啓子（大阪健康福祉短期大学教授）

共同研究者：藤井 渉（花園大学社会福祉学部専任講師）

鎌田 勇宏（姫路福祉保育専門学校専任教員）

上田早記子（四天王寺大学大学院博士後期課程）

助 成 金 額：50万円

【事務局ニュース】 2・会員募集と定期購読のご案内

会員募集 「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし」の会員を募集しています。会員には正会員（個人・団体）と賛助会員（個人・団体）があり、入会金・年会費は以下になっています。また、機関誌『いのちとくらし研究所報』を追加購入される場合、会員価格でお求めいただけます。なお会員への機関誌送付部数は、団体正会員1口5部、個人正会員1口1部、団体賛助会員1口2部、個人賛助会員1口1部となっています。

○会員の種類

- ・正会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布され、総会での表決権があります。
- ・賛助会員（団体、個人）：研究所の行う行事に参加でき、機関誌・研究所ニュースが無料配布されます。

○会費（年会費）

	区 分	適 用	入会金	年会費(一口)
正会員	団体会員	団体・法人	10,000円	100,000円
	個人会員	個 人	1,000円	5,000円
賛助会員	団体会員	団体・法人	なし	50,000円
	個人会員	個 人	なし	3,000円

定期購読 機関誌定期購読の申し込みも受け付けています。季刊（年4冊）発行、年間購読の場合は研究所ニュースも送付いたします。また、会員の方には機関誌が送付されますが、会員価格で追加購入もできます。詳細は事務局までお問い合わせください。

- ・1冊のみの場合：
機関誌代 ￥1,000円＋送料
- ・年間購読の場合：
機関誌年4冊＋研究所ニュース＋送料
￥5,000円

ジャン＝ルイ・ラヴィル編、北島健一・鈴木岳・中野佳裕訳

『連帯経済—その国際的射程』

(生活書院、2012年1月、389頁、3570円)

石塚 秀雄

連帯経済といって、日本の一般読者がまず思い浮かべるのは、世界社会フォーラムやフェアトレード、さらにグラミン銀行や、インドの社会的企業などの運動、反グローバル運動におけるオルターナティブ経済などというものであるだろう。本書はもちろんそうしたテーマも含んでいるが、日本の読者、というより当研究所機関誌読者にとって有意義なことは、日本の社会経済システムの変動、すなわち、日本的な関心では、新自由主義と福祉国家をめぐる斬新な、しかしアカデミックな議論を踏まえた理論的考察を提示していることである。したがって、研究者や学生とちがって、一般読者としては、連帯経済とはなにかといった概念議論に拘泥することなく、先進国および発展途上国でどのような新しい社会的経済的取り組みが行われているのか、また国家や社会の現在の変動と課題をどのように捉えているのかという点に注目して読むと大変面白い本になるであろう。

本書の原本が出版されたのは2007年であり、編著者のラヴィルをはじめとして主としてフランス語圏の研究者たちによって執筆されている。例外は、南米チリの事例の執筆者であるが、しかし、ベルギーで教育を受けている。本書の読む順番のおすすめは、まず「訳者あとがき」を読み、本文については、最初に事例を示した第2章の「欧州における連帯経済—地域イニシアチブと近隣サービス」、第3章のカナダ（ケベック）の連帯経済、そして第7章の「連帯経済とジェンダー」をひとかたまりとして読み、次に第4章の南米チリの連帯経済と第5章のフェアトレードをひとかたまりとして読む。さらに、理論的な章立てである第8章「連帯経済の問うもの」、第6章「連帯経済の



政治的次元」、そして最後に第1章「連帯と経済」を読み進めるというのが、本書の内容と議論を割とスムーズに理解しやすいやり方の一つと思われる。もちろん、読者は自分の関心の強い章から読んでも良いし、素直にはじめから頁を繰っていてもよいだろう。

まず、第2章のヨーロッパの事例では、スウェーデン、イタリア、イギリス、ドイツなどをはじめとして、要するにEU諸国の全域で、社会政策の中で営利民営化の対置として連帯経済すなわち、当研究所の言い方では非営利・協同セクターが展開しつつあるということである。たとえば、スウェーデンでは保育の25%を協同組合が担っている。また失業や貧困克服の戸雇用創出のために非営利・協同組織が社会政策の中で位置づけられているということである。連帯経済はそうした「近隣サービス」の中で有力な役割を果たしているという現状が述べられている。議論としてはヨーロッパの各種福祉国家の中で、連帯経済が、自立した経

済セクターとして、すなわち、公権力の補完や使いばしりではなく存在するのだという位置づけがなされている。

これに対して、第3章のカナダ・ケベックの連帯経済については、より広範な範囲で取り組まれている事例が示されている。ケベックでは、社会的経済の歴史は前世紀のデジャルダン協同組合信用組合運動から始まる。ケベックの連帯経済の特徴は、州政府、労働組合、非営利・協同組織（含む市民組織）の社会連帯が形成されていることである。この自立的な民衆・コミュニティ運動は1960年代から発展したと述べられているが、興味深いことは、労働組合とのパートナーシップについてである。1960年代から州政府と労働組合の関係は緊密な関係にあったが、かたやこの2者は当時非営利・協同運動にはあまり関心はなく、1980年代初頭まではむしろ労働組合は、非営利・協同組織については、政府の下請けをし公共部門を侵害する「胡散臭いものとみていた」と述べていることである。逆に、コミュニティ団体は「労働組合は底辺労働者のことはほとんど気にかけないと感じていた」という。この様子は30年後の今の日本の状況とそっくりである。

ではケベックはどのようにして連帯経済の、ネットワークあるはパートナーシップを確立できたのか。詳しくは本書を読んでもらうこととして、労働組合もコミュニティ団体も同じ戦略モデルを採用できたということである。すなわち、新自由主義モデルでもなく新保守主義（本書でいうところの福祉国家主義）モデルでもない、「勤労者民主主義・社会的民主主義へと導く可能性」の道筋をケベックは示していると述べている。

第7章は連帯経済をジェンダー問題と関連して論じている。具体的な題材としては保育問題や労働参加を軸にして、その社会化や男女の不平等を、従来の政治（政策）と経済システムでは女性にシワ寄せをすることを論じている。理論的な議論が主であるが、従来の公／私すなわ公共空間と私的空間の二元論を乗り越えた、新しい、連帯経済的な空間を想定している。しかし、その議論は、いわゆるジェンダー論的枠組にとどまっているよう

にも思われる。

第4章の南米チリの連帯経済と第5章のフェアトレードの二つは、非先進国にかかわる事例として、ヨーロッパやカナダのそれとは別個のものとして読むのがよいであろう。連帯経済として無理矢理同一化する必要はないと思われる。チリが示す事例はいわゆる福祉国家が成立していない国において、人民あるいは労働者農民階級がどのように経済や福祉を担っていくのかという「民衆経済」の課題と実践についてである。グローバル化を考えるとときには、発展途上国問題を当然、先進国も視野にいれて自国の問題として考えなければならない。本書の議論に関連してはいわゆる「一国福祉国家論」ではだめということである。発展途上国には民衆セクター（市民セクターが脆弱のところが多い）の役割が相対的にかつ必然的に高くなる。公共セクターの役割もまた脆弱であるからである。1990年代に中南米にIMFなどによる新自由主義が吹き荒れ、その後、現在の中南米各国におけるいわゆる左翼政権の誕生につながったことの背後に、連帯経済的な運動があったことは強調されなければならない。フェアトレードの取り組みも世界市民セクターの取り組みが、民衆のグローバル化がオルタナティブとして必要とされることを示している。

最後に理論的な章立てである。まず第6章のロラン・フレックスの「連帯経済の政治的次元」における「近隣公共空間」という言葉で、従来の「公共空間」、言い換えれば公共性の領域と違う、市民参加の自主的な領域を指し示し、その原理はK. ボランニの言う互酬性に基づくものとされている。評者の考えでは、近隣公共空間に経済ファクターを導入して考えている点でハーバースのコミュニケーション議論よりは、連帯経済をめぐる説明としては良いと思われるが、それでも、個人還元主義的な傾向が気になるところである。しかし、フレックスはこうした新たな「公共空間」を世界的にネットワーク化して、新自由主義側からの連帯経済矮小化攻撃に対抗して、市民の手による経済の再調整すなわちオルタナティブ・グローバル化を促進すべきだとしている。

さて、編者ラヴィルの論文についてである。第8章「連帯経済の問うもの」では、雇用問題解決のツールとしての連帯経済を位置づけている。それは、経済活動を市場原理に、および社会問題を再分配にと矮小化して捉えてはならず、「経済と連帯」という枠組の中で捉え直さなければならない、という風に読み取れる。ラヴィルは、社会的経済については、旧型すなわち、「伝統的な国家市場二元論」の補完的な役割を果たすものと見なしているようで、フランスにおける既存の協同組合や共済組合への評価は低い。社会的経済を連帯経済の史的逸脱形とするラヴィルの説明には評者は賛成しない。おそらく、それは彼が政治学や社会学の「本流」のチームに基づいて議論を展開して、協同組合理論にはあまり関心がないせいかもしれない。ラヴィルによれば「連帯経済」の視座とは「互酬性による経済の構築」と「経済と民主主義の関係」の掛け合わせに基づくものである。

いよいよ最後となるが第1章「連帯と経済」であるが、ここについては日本の一般読者としては連帯経済のルーツ探しとして読むよりも、フランス革命以後の、国家と市場の二元論が、現在においても福祉国家論と新自由主義論の相乗効果あるいは役割分担の、賞味期限切れの代案あるいは再構成をめざすものとしての連帯経済、という流れを了解するのが良いと思われる。したがって、連帯経済の学問的議論は、新規なものではなくて、フランス的にはジンメルやデュルケームや社会経済学（厚生経済学）、さらにはモースやケインズなどの議論の流れの中に位置づけられる正統的なものとして位置づけられている。しかしながら、議論は市場と非市場、貨幣経済と非貨幣経済の二分法に傾いているようでもあり、経済セクターのインターフェース的な部分への言及は少ない。たとえば、ケインズや一部モースの議論からも、福祉国家と市場の二元論はさらに混合経済という形

式を取っていたことが看過されている。こうした経済セクターの複雑なミックスした領域の議論は、経済と社会との間の様々な難しい議論をもたらしていると思われるが、ラヴィルにおいては、その点が詳しく言及されていない。しかし、第1章は全体として明晰な論文となっており、連帯経済という用語にこだわらなければ日本の現状分析にも役立つものと思われる。連帯経済はいわば、歴史的必然として市民社会による構想転換として登場してきたことが納得され、日本におけるいわゆる「新しい公共」論を止揚するよすがとなる論文といえる。

訳者たちはフランスの連帯経済研究の第一人者たちであり、またラヴィルと研究同僚でもあるので、フランス独特の論文表現の癖なども知悉している。訳注も随所にあり丁寧な訳となっている。しかし、訳者あとがきでも説明しているのですが、言わずもがなのことであるが、「連帯」に原語の「ル・ソシアル」とルビが振られているのは、やはり気になる場所である。「社会的」という言葉は、彼我の概念にズレがあり、確かに日本語としてきわめて訳しづらい単語であるが、名人上手の腕になる訳語とはいえ、早とちりの一般読者としてはちょっと気になる場所である。デュルケームなどフランス社会学に学殖豊かな訳者たちの「考えオチ」の訳語ではないだろうか。評者としては「経済と社会」という訳でよかったのではないかと考える。思うのは「社会」や「社会的」というのは日本においては実に理解しづらい概念だということである。

研究者・学生はもとより、福祉国家論、協同組合論、社会運動論などに関心のある人にぜひ読んでもらいたい本である。

（いしづか ひでお、主任研究員）

単行本案内

◎「医療難民」「健康格差」はなぜ生じるか どう克服するか 『日本の医療はどこへいく 「医療構造改革」と非営利・協同』 角瀬保雄監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2007年9月25日発行、新日本出版社、238ページ、定価1995円（税込）

ISBN 978-4406050616



目次

はじめに

序章 無保険、無医村の時代から現代に

第1章 医療保障と非営利・協同

第2章 日本の医療供給体制の現状と今後

第3章 2006年「医療改革」の行く末

第4章 高齢社会の実態、医療・介護における格差の広がり

第5章 米国の格差医療と非営利組織の役割

第6章 ヨーロッパの医療制度改革と非営利・協同セクター

おわりに

参考文献

角瀬保雄

高柳 新

角瀬保雄

岩本鉄矢

八田英之

廣田憲威

高山一夫

石塚秀雄

高柳 新

◎「崩壊」の構造を変える 『日本の医療はどこへいく』第2弾！ 『地域医療再生の力』 中川雄一郎監修・非営利・協同総合研究所いのちとくらし編

2010年1月25日発行、新日本出版社、237ページ、定価2100円（税込）

ISBN 978-4406053334



目次

はじめに

第1章 自治体病院はどこへ行く

第2章 京都における医療機関の動向から地域医療の再生を考える

第3章 東京における開業医と住民運動の連携

第4章 佐久総合病院と地域医療

第5章 明日の見えない医療経営—経営論点と処方箋

結びにかえて——地域医療と「非営利・協同」

中川雄一郎

村口 至

吉中丈志

前沢淑子

石塚秀雄

坂根利幸

杉本貴志

『いのちとくらし研究所報』バックナンバー

●第37号（2012年1月）—シリーズ東日本大震災公開シンポジウム（第1回）

- 巻頭エッセイ「震災の顔と私たちの明日」藤末衛
- 「福島原発問題と市民社会のゆくえ—いのちとくらしをどうまもるか—」難波謙二
- 「福島の汚染周辺地域の生活は今」藍原寛子
- 「原発以後の日本の市民社会、地域共同体のありかたとは」大高研道
- 「復興構想会議の復興構想7原則の問題点」石塚秀雄
- 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ・第6回研究会報告「自治体財政と公立病院」初村尤而
- 「フランスの医療事故補償制度の最新動向」石塚秀雄
- 社会福祉と医療政策・100話（76–80話）「16 売り買い医療」野村拓
- 書評 小村富美子著『日本の薬剤師—医療社会学の視点から—』廣田憲威
- 書評 キース・フォークス著、中川雄一郎訳『シチズンシップ—自治・権利・責任・参加』富沢賢治

●第36号（2011年9月）—震災原発と日本のゆくえ

- 巻頭エッセイ「非営利・協同論の探求」坂根利幸
- インタビュー「色平哲郎医師に聞く『3.11震災と日本のゆくえ』」色平哲郎、インタビュー・石塚秀雄
- 「被災地宮城からの報告—漁業権は沿岸漁業のかなめ—」庄司捷彦
- 「『社会保障・税一体改革』の特徴と問題点」相野谷安孝
- 「日の丸・君が代強制をめぐる一連の最高裁判決をどう読むか」窪田之喜
- シリーズ「『非営利・協同Q&A』誌上コメント（その4、最終回）」富沢賢治、中川雄一郎、角瀬保雄、坂根利幸、司会：石塚秀雄
- 2008年度研究助成報告「非営利組織の連携による生活困窮者の『食』の支援に関する基礎的研究報告書」大友康博、大友優子
- 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ第4回研究会報告「公平・無料・国営を貫く英国の医療改革」武内和久
- 「ドイツ・高齢者看護師を看護師に統合する制度改革の意味—2005年6月の聞き取り調査から—」高木和美
- 社会福祉と医療政策・100話（71–75話）「15 社会階層と健康・医療」野村拓

●第35号（2011年6月）—震災原発問題と人々の協同

- 巻頭エッセイ「地から生えるように」野村拓
- 緊急座談会「福島第一原発と市民社会」角瀬保雄、中川雄一郎、坂根利幸、高柳新、司会：石塚秀雄
- 「東日本震災、原発による農民の現状と今後のたたかい」笹渡義夫
- 「破壊されたのは人生そのものだった—大震災・津波・原発事故の被災地をあるいて—」池上洋通
- シリーズ「『非営利・協同Q&A』誌上コメント（その3）」秋葉武、大高研道、高山一夫、司会：石塚秀雄
- 第13回自主共済組織学習会報告「保険業法改正法（2010年法）と共済の課題」相馬健次
- 「協同組合と政治的中立性原則の問題」石塚秀雄
- 社会福祉と医療政策・100話（66–70話）「14 ベトナム戦争前後」野村拓
- シリーズ医療産業における労働力「④イタリアの医療機関の特徴」石塚秀雄
- 書評・鈴木勉／田中智子編著『現代障害者福祉論・新版』石塚秀雄

●第34号（2011年3月）—特集：持続可能な社会システムに向けて／地域と医療保健

- 巻頭エッセイ「先進医療技術を享受して」鈴木篤
- 「低炭素社会への課題：緑の経済成長とグローバル化の視点から」植田和弘
- 「新自由主義VS連帯経済」北沢洋子

- シリーズ『「非営利・協同Q&A」誌上コメント』（その2）杉本貴志、中川雄一郎、八田英之、司会：石塚秀雄
 - 地域医療再編と自治体病院ワーキング・グループ第3回研究会報告「地域医療・自治体病院の再生について考える」山本裕
 - 「韓国の非営利・協同医療機関訪問記」角瀬保雄
 - 「医療・福祉政策学校（通称、赤目合宿）の歩み」高木和美
 - 「共済法の課題と展望—PTA・青少年教育団体共済法の成立と平成22年保険業法の改正を踏まえて—」松崎良
 - （寄稿）「命平等の国づくりを」小林洋二
 - 社会福祉と医療政策・100話（61～65話）「13 人口・途上国・貧困」野村拓
 - 書評：農林中金総合研究所企画、斉藤由理子・重藤ユカリ著『欧州の協同組合銀行』平石裕一
-

●第33号（2010年12月）—特集：社会的薬局／地域と医療保健—

- 巻頭エッセイ「条件不利地こそ協同の力の発揮どころ」田中夏子
 - シリーズ『「非営利・協同Q&A」誌上コメント（その1）』富沢賢治、八田英之、坂根利幸、司会：石塚秀雄
 - 「欧州における社会的薬局の活動について」廣田憲威
 - 「ヨーロッパの社会的薬局」石塚秀雄
 - 第8回公開研究会報告「佐久病院の概況と再構築計画について」油井博一
 - 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ第2回研究会報告「保健師の仕事」菊地頌子
 - 「シンポジウム 国境を超える患者と病院（2010年8月28日）参加報告」竹野ユキコ
 - 「EUにおける越境医療ルールづくり」事務局
 - 「韓国の社会的経済と医療—新しい取り組み手の登場」エリック・ビデ、訳：石塚秀雄
 - 「社会的事業所制度と障害者の労働」斎藤縣三
 - 社会保障と医療政策・100話（56～60話）「12 運動・胎動の時代」野村拓
 - 2007年度研究助成概要報告『「多摩市民生活実態についてのアンケート」調査結果の概要」近澤吉晴
 - 書評 「分かち合い」の経済社会は実現できるのか—神野直彦『「分かち合い」の経済学』小塚尚男
 - 書評 石田一紀、埴田和史、藤本文朗、松田美智子編『高齢者介護のコツ～介護を支える基礎知識』川口啓子
-

●第32号（2010年8月）—特集：社会保障と社会の危機—

- 巻頭エッセイ「私と研究所」角瀬保雄
 - 「社会保障の機能不全とその克服をめざして」伊藤周平
 - 定期総会記念講演「学校は子どもの貧困を救えるか」青砥恭
 - 「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（下）」秋葉武
 - 地域医療再編と自治体病院ワーキンググループ第1回研究会報告「千葉県と宮城県の『地域医療再生計画』について」八田英之
 - 社会福祉と医療政策・100話（51～55話）「11 健康と社会保障」野村拓
 - 「医療ツーリズムの概観と問題点」吉中文志
 - 2005年度研究助成概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」埴田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代
 - 書評 宮本太郎著『生活保障』安井豊子
 - 書評 中川雄一郎監修、非営利・協同総合研究所いのちとくらし編『地域医療再生の力』松本弘道
 - 医療産業における労働力③「フランスの医療機関、医療専門家数と報酬」石塚秀雄
-

●第31号（2010年5月）—特集：非営利・協同と労働—

- 巻頭エッセイ「定年・退職に思わぬ落とし穴～最新治療と自己決定」森川貞夫
- 「労働政策の転換と非営利・協働セクターの役割」柳沢敏勝
- 「生協事業構造再編と労働力構成の変容」田中秀樹
- 「韓国の介護保険制度と市民社会（NPO・NGO、労働組合）（上）」秋葉武
- 「都立駒込病院PFIの問題点」大利英昭
- 2006年度研究助成概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」
- 翻訳ILO報告文書（2009.10）「トルコの社会的経済または『サードセクター』—社会的脆弱性を減らし、セーフティー

- ネットとディーセントな仕事作りによる社会的責任の推進― 石塚秀雄、竹野ユキコ
 - 社会福祉と医療政策・100話（46―50話）「10 第2次大戦と医療」野村拓
 - 書評佐藤貴美子『われら青春の時』早川純午
 - 医療産業における労働力②「ドイツの医療労働従事者（2008）」石塚秀雄
-

●第30号（2010年3月）

- 巻頭エッセイ「いない人間は誰一人いない」長瀬文雄
 - 『療養の給付』の外堀―介護保険・障害者自立支援法・保育改革―後藤道夫
 - 「医療事故被害者救済制度のメカニズム―過失責任主義と無過失補償制度―」我妻学
 - 投稿「事務労働概念の考察―先行研究を遡って」川口啓子
 - 「オバマ政権の医療改革動向」高山一夫
 - 第12回自主共済組織学習会報告「米国の生命保険と生命共済」松岡博司
 - 投稿「ベトナムの医療・看護・介護は今―私たちの学ぶことは―」藤本文朗、渋谷光美、関山美子
 - 海外情報：翻訳「フランスの『人体の不思議展』に中止判決」石塚秀雄
 - 社会福祉と医療政策・100話（41―45話）「9 市場型医療とファシズム」野村拓
 - 「都立病院再編の現段階」石塚秀雄
 - 書評『いのちの平等をかがけて―山梨勤医協50年のあゆみ』角瀬保雄
 - 「民医連総会、活発な議論」事務局
 - 「医療産業における労働力①イギリス、イングランド」石塚秀雄
-

●第29号（2009年12月）―特集：公立病院のゆくえ／オランダ視察報告

- 巻頭エッセイ「社会的企業と雇用創造」宮本太郎
 - 座談会「日野市立病院の現状と今後のあり方」窪田之喜、中谷幸子、高柳新、根本守、司会：石塚秀雄
 - 「公立・自治体病院『改革』の現状」事務局
 - 「総研オランダ視察 概要報告」廣田憲威
 - 資料翻訳「オランダ病院薬剤師協会」廣田憲威
 - 「MOVISIE とナレッジ・インスティテュート」竹野ユキコ
 - 「オランダの医療（保険）制度の特徴」石塚秀雄
 - 「日本の共済組織の危機的現状」石塚秀雄
 - 「協同労働の協同組合法」制定の特徴と社会的意義 田嶋康利
 - 「オバマ 医療保険改革のゆくえ」石塚秀雄
 - 「中国はどこへ行くのか」岩間一雄
 - 「ポルトガル社会連帯協同組合法―知的障害児童の社会復帰を目指す―」石塚秀雄
 - 社会福祉と医療政策（36―40話）「8 社会主義・社会福祉・優生思想」野村拓
 - 本紹介・「野村拓『講座医療政策史 新版』」山田智
 - 本紹介・「横山壽一『社会保障の再構築 市場化から共同化へ』の紹介」齋藤裕幸
-

●第28号（2009年9月）―特集：「現代社会の転換と福祉・労働・経済」

- 巻頭エッセイ「診察室から見える日本人のルーツ」原弘明
- 2009年度定期総会記念講演「シチズンシップと非営利・協同」中川雄一郎
- 「現今の経済危機と社会的経済 持続可能な社会を目指す『ネオ・ニューディール』2題―『就労・福祉ニューディール』と『グリーン・ニューディール』―」粕谷信次
- 「企業福祉と労働福祉の諸問題」橋本俊詔
- 第7回公開研究会報告「現代フランス社会における若者と雇用」エミリィ・ギヨネ（石塚秀雄訳）
- 「転換する中国の医療保険制度―国費から社会保険へ」石塚秀雄
- 【投稿】「京都東山の洛東病院の歴史を探る―語られなかった歴史的事実にせまる―」永利満雄、藤本文朗、渋谷光美
- 社会福祉と医療政策・100話（31―35話）「7 『戦間期』の問題」野村拓
- 書評「川口啓子、黒川章子編『従軍看護婦と日本赤十字社―その歴史と従軍証言』 歴史の事実から『看護とは』を考え

●第27号（2009年6月）—特集：経済と社会の危機への対応

- 巻頭エッセイ「たぬきそばを食べて」高柳新
 - 座談会「経済危機問題と非営利・協同事業組織のあり方」角瀬保雄、富沢賢治、坂根利幸、司会：石塚秀雄
シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（3）
 - 「国民生活の危機と再生プラン」相野谷安孝
 - 「自治体病院の危機を探る—『第12回全国小さくても輝く自治体フォーラム』参加記—」村口至
 - 「民主的な組織運営へのアプローチ—当事者のための5つの視点」川口啓子
 - 「ヨーロッパの共済を訪ねて」長谷川栄
 - 「スペインの医療過誤補償制度」石塚秀雄
 - 社会福祉と医療政策・100話（26—30話）「6 保健・医療政策の時代」野村拓
 - 書評リブライ「拙著『新年金宣言』への石塚書評によせて—改めて社会保険幻想の克服を—」里見賢治
-

●第26号（2009年2月）—地域シンポジウム「日本の医療はどこへいく—地域のいのちとくらしをだれがどのように守り発展させるか—」

- 巻頭エッセイ「スペインの保護雇用制度—カレス障害者特別雇用センターを訪問して」鈴木勉
 - 「京都における医療機関の現状と地域医療の問題」吉中丈志
 - 「開業医から見た地域の現状」津田光夫
 - 「アメリカの医療制度と非営利・協同セクター」高山一夫
 - 「千葉における公的病院の再編縮小問題と地域の課題」八田英之
 - 質疑応答、意見交換、まとめ
 - シリーズ「民医連の医療・介護制度再生プラン（案）によせて」（2）「医療介護再生の思想的前提」岩間一雄
 - 「改正介護福祉士養成制度の方向性と課題」坂本毅啓
 - 「日本の看護師・介護福祉士への外国人労働者の受け入れについて」竹野ユキコ
 - 社会福祉と医療政策・100話（21—25話）「5 第1次大戦・前後」野村拓
 - 第11回自主共済組織学習会報告「〈貧困〉と〈労働基準法以下の労働条件の拡大〉とどうたたかうか—首都圏青年ユニオンと反貧困たすけあいネットワークの実践」河添誠
 - 書評 湯浅誠・河添誠編 本田由紀・仲西新太郎・後藤道夫との鼎談集『「生きづらさ」の臨界—溜め、のある社会へ—』相野谷安孝
 - 書評 里見賢治著『新年金宣言』石塚秀雄
-

●第25号（2008年11月）—2006年医療制度改革の影響／医療・介護再生プラン（1）—

- 巻頭エッセイ「地方再生の条件」今田隆一
 - 「『医療・介護制度再生プラン』に思う」角瀬保雄
 - 「『医療崩壊』問題の側面—医師・患者関係—民医連医療再生プランに寄せて」八田英之
 - 「協同・連帯・共存・共生に基づく新しい社会経済システム」津田直則
 - 「オランダ社会と非営利組織の役割」久保隆光
 - 「韓国の社会的企業によせて—福祉と雇用の狭間で—」北島健一
 - 「2006年度医療制度改革の障害のある人の暮らしへの影響」風間康子
 - 「医療費抑制政策と地域の医療者の役割—医療の公共性・社会性と地域医療を守る協同—」向川征秀
 - 「住民のいのちを守る小さな村の取り組み—長野県米村—」前沢淑子
 - 海外情報「キューバの医療制度におけるポリクリニコ（地域診療所）の役割」石塚秀雄
 - 社会福祉と医療政策・100話（16—20話）「4 植民地支配へ」野村拓
 - 書評 岩間一雄著『毛沢東 その光と影』石塚秀雄
-

●第24号（2008年8月）—シリーズ非営利・協同と医療 差額室料問題（2）—

- 巻頭エッセイ「資本主義の制度疲労」岩間一雄

○2008年度定期総会記念講演

「労働運動とアソシエーション—現代の連帯のあり方」 富沢賢治（コメンテーター：角瀬保雄、坂根利幸、大高研道、石塚秀雄）

○「格差社会における『非営利・協同』—室料差額問題に寄せて」 杉本貴志

○「室料差額と医療倫理（後）—格差処遇の正当性について—」 尾崎恭一

○「『室料差額』に関する考察」 肥田泰

○2007年度研究助成報告「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」 細田悟、沢浦美奈子、平松まさ

○第10回自主共済組織学習会報告「ヨーロッパ共済組合法再検討の動向と共済組織の法的位置づけ」 石塚秀雄

○北秋田市・鷹巣福祉のまちづくり研究交流のつどいに参加して」 廣田憲威

○社会福祉と医療政策・100話（11—15話）「3 国民国家へ」 野村拓

○海外情報「ヨーロッパ主要国の病院ベッド数」 石塚秀雄

●第23号（2008年6月）——農村地域と医療／室料差額問題——

○巻頭エッセイ「市民社会の「普遍性」の崩壊のなか、輝く非営利・協同組織」 大野茂廣

○座談会「農村地域の変化といのちとくらし」 田代洋一、村口至、高柳新、色平哲郎、石塚秀雄

○論文「香川の地域医療の現状と打開の道」 篠崎文雄

○「室料差額問題シリーズの開始にあたって」 石塚秀雄

○「室料差額と医療倫理（前）—格差処遇の正当性について—」 尾崎恭一

○「公的保険で安心して療養できる病室を—臨床医の立場から個室を考える—」 池田信明

○「室料差額問題—看護師の立場から」 玉井三枝子

○翻訳「日本の民主化する医療—日本の事例—」 ビクトル・ペストフ、石塚秀雄訳

○第9回自主共済組織学習会報告「芸能人年金はなぜ必要か」 小林俊範

・「芸能花伝舎訪問—芸能文化を通じて地域・社会に貢献するモデルケース」 事務局

○書評「『ビッグイシュー』を知っていますか？」 柳沢敏勝

○社会福祉と医療政策・100話（6—10話）「2 産業革命へ」 野村拓

〈これ以前の機関誌のバックナンバーは、研究所のウェブサイトからPDFファイルで閲覧することができます。〉

「研究所ニュース」バックナンバー

○N o. 37 (2012. 02. 29発行)

理事長のページ「『無言国ニッポン』の深層心理」(中川雄一郎)、副理事長のページ「マネー・ウォーズ」(坂根利幸)、理事リレーエッセイ「『てんでんこ』思考停止病」(八田英之)、理事リレーエッセイ「戦争と格差・差別の実相をつたえる」(柳原晃)、「スウェーデンの保育制度と日本の新システム」(石塚秀雄)

○N o. 36 (2011. 12. 10発行)

理事長のページ「『失敗の新自由主義』：オバマ政権は真剣に失業と向きあっているか」(中川雄一郎)、副理事長のページ「ゆりかごからゆりかごまで」(高柳新)、「ドイツの電力供給の経済セクター」(石塚秀雄)、本の紹介・京都民医連中央病院大震災災害支援対策本部編『東日本大震災の支援活動の記録―災害支援と地域づくり―暮らしに生きる学問をめざす』、せせらぎ出版、2011年11月(事務局)、井上英夫・後藤道夫・渡辺治編著『新たな福祉国家を展望する(社会保障基本法・社会保障憲章の提言)』旬報社、2011年10月(細田悟)、「第10回全日本民医連学術・運動交流集会、生協総研生協総研賞第8回表彰事業受章式に参加して」(竹野ユキコ)

○N o. 35 (2011. 09. 20発行)

理事長のページ「デンマークとイギリスを訪ねて」(中川雄一郎)、副理事長のページ「戦争、原発を商いにする世の中は駄目だ」(高柳新)、「アメリカの災害対応ガイド」(石塚秀雄)、参加報告「医療・福祉政策学校 夏季合宿概要」(竹野ユキコ)、会員アンケートまとめ

○N o. 34 (2011. 5. 20発行)

理事長のページ「原子力発電(原発)のリスク認識とシチズンシップ」(中川雄一郎)、副理事長のページ「3.11事件」(高柳新)、副理事長のページ「東日本震災と『バランス』」(坂根利幸)、理事リレーエッセイ「税と社会保障の一体改革」(相野谷安孝)、「アメリカの電力協同組合」[第3回C I R I E C、社会的経済第3回国際研究会開催される一スペイン、バジャドリッド]「公平・無料・国営を貫く英国の医療改革」(石塚秀雄)

○N o. 33 (2011. 1. 31発行)

理事長のページ「Citizenship を翻訳して」(中川雄一郎)、副理事長のページ「消費税増税の民主党政権」(坂根利幸)、理事リレーエッセイ「迫られる公僕の意識改革」(岩本鉄矢)、「2011年冬季医療・福祉政策学校参加記」(奥田悠一)、「アメリカの生活保護制度のひとつ―貧困家庭一時扶助T A N F」「グラミン銀行とソーシャル・ビジネス」(石塚秀雄)

○N o. 32 (2010. 10. 31発行)

理事長のページ「日本協同組合学会第30回大会とレイドロー報告」(中川雄一郎)、副理事長のページ「インクレチン効果」(高柳新)、理事リレーエッセイ「登山と組織」(今井晃)、「自治体病院検討プロジェクト企画」(村口至)、「イギリス保守党政権の公的セクター縮小政策とエセ協同組合推進化」(石塚秀雄)、ほか

○N o. 31 (2010. 7. 31発行)

理事長のページ「『シチズンシップと地域医療』補遺」(中川雄一郎)、副理事長のページ「キャピタル」(坂根利幸)、「ハンセン病問題について」(筈雄二)、「イタリアのハンセン病患者支援の非営利組織」(石塚秀雄)、2010年度定期総会概要報告(事務局)

【事務局より訂正お知らせ】モンドラゴン紹介DVDは販売中止中

「研究所ニュースNo. 31」(2010年7月末発行)の12ページに掲載した「モンドラゴングループ紹介DVDが発売される」についてですが、2010年8月現在、著作権の問題などもあり、販売、頒布としておりません。

関係の皆様、ニュース読者の皆様には誤った情報を提供して迷惑をおかけしてしまったことをここにお詫び申し上げます。

機関誌およびニュースのバックナンバーは、当研究所ウェブサイトからも御覧になれます。

報告書

◎キューバとメキシコの医療、ベネズエラ事情をさぐる 憲法の全文和訳は本邦初！

全日本民医連・総研いのちとくらし共催

『キューバ・メキシコ視察報告書—キューバ憲法・ポリクリニコ一般規則全訳付—』

ISBN 978-4-903543-06-2

2010年2月20日発行、A4判80ページ、頒価500円

目次

はじめに

視察概要

キューバの医療制度とポリクリニコ（地域診療所）の役割

【翻訳】ポリクリニコ一般規則

キューバ憲法入門—法律家のみたキューバ共和国憲法—

【翻訳】キューバ憲法 1976年制定、2002年改正

ベネズエラ視察Ⅰ「低コストにして高品質を」

ベネズエラ視察Ⅱ「キューバからベネズエラ」

メキシコの医療制度と社会的貢献病院メディカスール

キューバ・メキシコ日程概要

高柳 新

廣田憲威

石塚秀雄

石塚秀雄・訳

二上 護

石塚秀雄・訳

前沢明夫

前沢淑子

石塚秀雄

竹野ユキコ



◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催

『フランス 非営利・協同の医療機関・制度視察報告書』

(ISBN 978-4-903543-05-5、2008年3月31日発行、A4判72ページ、頒価500円)

2007年11月に全日本民医連との共催で実施したフランスの非営利・協同の医療・社会保障機関視察の報告書。

【目次】

はじめに

フランス非営利・協同医療機関視察概要報告

フランスの医療・社会福祉の非営利・協同セクター

コラム—1「都市の記憶の重なり」

フランス歯科制度の問題点

フェアアップ（FEHAP、非営利保健医療機関介護施設連合会）

ユニオプス（UNIOPS、民間保健社会サービス団体全国連絡会）

老人介護施設「ラ・ビランデール」

フランスの医療事故補償制度、オニアム

フランスにおける民事責任論の展開

コラム—2「ルモンド記者に会う」

サンテ・セルヴィス、在宅入院（治療）サービスのアソシエーション

マラコフ市訪問

フランスの保健センター

マラコフの「アソシエーションの家」とアソシエーションの意味

パリの薬局事情

コラム—3「メトロとスト」

フランス視察時系列報告



報告書

◎公私病院経営の分析—「小泉医療制度構造改革」に抗し、医療の公共性をまもるために—

(ワーキンググループ報告書 No.1、2006年3月1日発行、A4判73ページ、頒価1,000円)

日本の病院医療をめぐる問題について経営主体別に経営構造を比較分析し、医療の公共性を高める運動論、政策作りに寄与しようとするもの。

- 序 論 問題意識とワーキンググループの目的 (村口至)
- 第1章 設立形態ごとの病院間経営分析 (根本守)
- 第2章 独立行政法人国立病院機構の分析 (小林順一)
- 第3章 地方自治体病院の分析 (根本守)
- 第4章 済生会 (石塚秀雄)
- 第5章 その他の非営組織病院経営と、経営論点 (坂根利幸)
- 第6章 民医連病院の分析 (角瀬保雄)
- 第7章 医療の公共性をめぐって—民間医療機関の立場から (村口至)



◎全日本民医連・総研いのちとくらし共催 「スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアー」報告書

(2006年3月1日発行、A4判72ページ、頒価500円)

2005年11月に行われた視察の報告書。医科、歯科それぞれの現状、医療介護セクターと労働組合の役割、医療供給者区分についての論文と翻訳、参加者感想。

- 序文 (宮本太郎)
- スウェーデン・福祉の国づくりを探るツアーを実施して (長瀬文雄)
- 日程概要と報告 (林泰則)
- 論文：スウェーデンの医療についての視察報告と考案 (吉中丈志)
- 歯科医療政策の転換の意味するところは？ (藤野健正)
- スウェーデンの医療介護セクターと労働組合 (石塚秀雄)
- 感想：升田和比古、長崎修二、大高研道、石原廣二郎、上條泉、山本淑子ほか
- 翻訳：スウェーデンの福祉セクターの供給者の区分化と
制度設計—1991—1994年。新しい道筋と古い依存性(Y. ストルイヤン)



報告書

◎「スペイン・ポルトガルの非営利・協同取材」報告書

(別冊いのちとくらし No.2、2006年3月1日発行、B5判96ページ、頒価500円)

2005年10月に行われた視察報告書。モンドラゴン協同組合の成功の鍵、最新データや幹部聞き取りの内容など。非営利セクター運営の病院、高齢者施設の訪問報告、参加者感想。

序文 (角瀬保雄)

I. スペイン・MCC視察

モンドラゴン協同組合企業MCC (石塚秀雄)

MCCの協同労働と連帯、その組織と会計 (坂根利幸)

エロスキ (坂根利幸)

労働金庫 (CL) (根本守)

MCCの事業の維持と拡大の財政面の支え労働人民金庫 (大野茂廣)

イケルラン (坂根利幸)

まとめにかえて—MCCと非営利・協同 (角瀬保雄)

II. ポルトガルの非営利・協同セクター

ポルトガルの非営利・協同セクターと医療制度の特徴 (石塚秀雄)

高齢者施設ミゼルコルデア (村口至)

III. 感想 (野村智夫、村上浩之、山内正人ほか)

日程概要

あとがき (坂根利幸)



別冊いのちとくらし

No.1

『スペイン社会的経済概括報告書 (2000年)』

J. バレア、J. L. モンソン著、佐藤誠、石塚秀雄訳

2005年4月発行、44ページ、頒価500円

スペインC I R I E C (国際公共経済・社会的経済・協同組合研究情報センター) から2002年に出された報告書の翻訳 (序文等は省略) です。地域における雇用創出、事業の民主的運営、働く者の働きがい、医療・福祉・社会サービスの営利民営化への代案としての社会的企業の役割など、社会的経済セクターが認知されているスペインの事例が日本の課題にも大いに参考になるのではないのでしょうか。

お申し込みは研究所事務局まで。



ワーキングペーパー (2006年11月)

©Takashi SUGIMOTO (杉本貴志), "Red Store, Yellow Store, Blue Store and Green Store : The Rochdale Pioneers and their Rivals in the late Nineteenth Century"

ISBN 4-903543-01-3 (978-4-903543-01-7)

Summary

In this paper the birth and development of the co-operatives which were rivals of the Rochdale Equitable Pioneers Society are traced. Though the famous Pioneers Society has been studied by many historians, little is known about its rivals in Rochdale. In 1870 there were four co-operative stores, each with its own 'colour', in the birthplace of Co-operation. This work sets out to dig up these forgotten co-ops in the historical records and to clarify the meaning of the split in the Pioneers. In the course of the argument the position of the Pioneers in the co-operative movement should become clear.



『いのちとくらし研究所報』17号に日本語の論文が掲載されています (58～63ページ)。

ワーキングペーパー No.2 (2010年3月1日発行)

◎『友愛社会とは何か—ヨーロッパから学ぶ社会像』 富沢賢治(聖学院大学大学院教授)

目次	の協同労働
はじめに	IV 社会的経済の理論
I 問題と問題解明の方法	1. 「社会的」という言葉の意味
1. なにを問題とするか	2. 社会的経済論の歴史
2. 問題をどのように解明するか	3. EUの政策としての社会的経済
II 時代の動向	4. 社会的経済論の社会認識
1. 世界の状況	5. 社会的経済論の政策提言
2. アメリカ	6. 社会的企業の発展
3. ヨーロッパ	(1) 社会的企業という概念
4. イギリス	(2) 社会的企業の社会的位置と機能
5. 日本	V 友愛社会の展望
6. 民間非営利組織増加の要因	1. 市場経済と労働の社会化
7. 民間非営利組織の評価	(1) アダム・スミスと市場経済
(1) アメリカでの評価	(2) マルクスの人間観と労働観
(2) EUでの評価	(3) マルクスの未来社会論
(3) CIRIECでの評価	(4) 「労働の社会化」論
(4) フランスでの評価	2. 生活の社会化と友愛社会
III 社会的経済の事例——モンドラゴン協同組合	(1) アソシエーティブ民主主義
1. 発展の歴史	(2) アソシエーティブ経済
2. 組織と運営の基本原則	(3) 労働運動の根本方針
3. 1990年代以降の状況	(4) 生活の社会化と友愛社会の成立
4. 発展の要因	(5) 労働の社会化を促進するための法制度
5. ワーカーズコープ発展の基本的要因として	参考文献

研究助成報告

●青木郁夫、上田健作、高山一夫、時井聰『米国の医療制度改革と非営利・協同組織の役割』

ISBN 4-903543-00-5 2006年6月発行（在庫なし）
(978-4-903543-00-0)

目次

- I. 医療における非営利・協同組織の役割
 - 1章 NPO論の到達点と課題
 - 2章 アメリカ医療事情断章—医療保険市場における選択と規制—
 - 3章 米国の保健医療セクターと非営利病院
- II. ワシントンD. C. 現地調査報告書
 - 1. アメリカ看護管理者団体
 - 2. アメリカ病院協会
 - 3. ジョージ・ワシントン大学病院
 - 4. サバーバン病院ヘルスケア・システム
 - 5. アメリカ糖尿病協会
 - 6. バージニア病院センター
 - 7. シブレイ記念病院
 - 8. ブレッド・フォー・ザ・シティ
 - 9. プロビデンス病院
 - 10. ユニティ・ヘルスケア
- III. 結語
- 参考資料（現地視察企画書）



●Hugosson, Alvar Olof、神田健策、大高研道『地域社会の持続的発展と非営利・協同（社会的経済）の実践—スウェーデン・イエムトランド地域の事例研究—』

2007年9月発行
ISBN 978-4-903543-03-1

目次

- 第I部
 - 第1章スウェーデンにおける社会的経済の現段階
 - 第2章イエムトランドの地域特性と課題
 - 第3章イエムトランドの社会的経済と支援体制
- 第II部
 - 第1章医師不足に直面する地域における医療協同組合実践の展開
 - 第2章新しい障害者生活支援協同組合の実践
- 参考資料



研究助成報告

- 「非営利・協同に関する意識調査」（岩間一雄）『いのちとくらし研究所報』16号

- 「往診専門診療所の満足度調査」（小川一八）『いのちとくらし研究所報』17号

- 「介護労働者における職業性ストレスに関する研究」（冨岡 公子、他）『いのちとくらし研究所報』22号

- 「立位、歩行装具のロボット利用の可能性について」（細田悟、沢浦美奈子、平松まき）『いのちとくらし研究所報』24号

- 概要報告「京都地域における大学生協の歴史的研究」（井上英之、他）『いのちとくらし研究所報』31号

- 概要報告「介護される人と介護する人の安全性・快適性向上を目指した介護・看護労働者の労働負担軽減に関する介入研究」（埜田和史、佐藤修二、田村昭彦、服部真、舟越光彦、山田智、北原照代）『いのちとくらし研究所報』32号

- 細田悟、福村直毅、村上潤「脳卒中慢性期患者に対する座位保持装置（キャスパー・アプローチ）による効果の検証」2010年第47回日本リハビリテーション医学会学術集会ポスター講演

総研いのちとくらしブックレット

(詳しくは、事務局までお問い合わせください)

総研いのちとくらしブックレットNo.1

『医療・介護の報酬制度のあり方』

2004年2月発行、56p

研究所発行による最初のブックレットは、第1章・日本の医療制度や診療報酬問題をめぐる歴史的概括、第2章・日本の医療・介護制度の直面している問題と二つの道、第3章・診療報酬、介護報酬についての提言という構成となっており、全日本民医連からの委託研究報告書を基に、診療報酬制度をめぐる動きや用語解説などが加筆されて作成された。



総研いのちとくらしブックレットNo.2

『デンマークの社会政策』

デンマーク社会事業省編、山田駒平訳

2004年5月発行、54p

デンマーク社会事業省が発行した「Social Policy in Denmark」の翻訳。2002年、デンマークへ高齢者福祉視察に行った訳者が、デンマークの社会政策全般の枠組みをはじめに、子ども・家族政策、労働援助、障害者、社会的困窮者への対策など、アクティベーションの福祉政策が一望できる内容となっている。序文・宮本太郎（北海道大学）。



総研いのちとくらしブックレットNo.3

『新しい社会のための非営利・協同』

(ISBN 978-4-903543-04-8、2008年3月5日発行、A5判75ページ、頒価200円)

これまで『いのちとくらし研究所報』で発表してきた論文や座談会をまとめたものです。新しく用語解説を巻末に入れています。

【目次】

- はじめに 鈴木 篤
- 非営利・協同とは 角瀬保雄
 - (1) はじめに
 - (2) 理念としての非営利・協同
 - (3) 経済主体としての非営利・協同
 - (4) 経済セクターとしての非営利・協同
 - (5) 非営利・協同の課題
 - (6) 非営利・協同と労働
- 非営利・協同と社会変革 富沢賢治
 - (1) 社会変革の歴史
 - (2) 非営利・協同組織とはなにか
 - (3) 非営利・協同セクターとはなにか
 - (4) 社会経済システムにおける非営利・協同セクターの位置と役割
 - (5) 結論
- 非営利・協同の事業組織 坂根利幸
 - (1) 非営利・協同の意義
 - (2) 非営利・協同の出資と所有
 - (3) 協同の民主主義
- 座談会「非営利・協同入門」
角瀬保雄、富沢賢治、中川雄一郎、坂根利幸
- 用語解説
- あとがき 石塚秀雄



総研いのちとくらしブックレット

No. 4 『非営利・協同Q & A』

ISBN 978-4-903543-08-6

2010年9月1日発行、A 5版116ページ、頒価300円

このブックレットは、非営利・協同の原則や理念などを、学者研究者等11名の執筆者により短い一問一答形式で、一般読者、学生、非営利・協同関係の人々向けに編集したものです。

非営利・協同について、その基本的考えをまとめてわかりやすく説明した本は、これまでほとんどありませんでした。このブックレットは、非営利・協同とはなにかについての理解を深めるための、格好のテキストになるものと確信しております。また巻末には「さらに深めたい人へのおすすめの本リスト」がついています。

このブックレットを多くの方に読んで活用いただきたいと考えております。

※50部以上ご注文いただいた場合は、頒価から2割引きとさせていただきます。

(美和書店、保健医療研究所でもお取り扱いいただいています)

——ブックレット『非営利・協同Q & A』の目次——

1. 非営利・協同の原則 (Q 1 - Q 8)
2. 非営利・協同の担い手 (Q 9 - Q17)
3. 非営利・協同の展開 (Q18 - Q22)
4. 非営利・協同と制度 (Q23 - Q27)
5. 非営利・協同と経営・労働 (Q28 - Q37)
6. 非営利・協同の社会的位置 (Q38 - Q44)



連絡・申込先：非営利・協同総研いのちとくらし 事務局

(担当：石塚秀雄、竹野ユキコ)

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター2階

電話：03-5840-6567 FAX：03-5840-6568 e-mail:inoci@inhcc.org

ブックレット『非営利・協同Q & A』（頒価300円、送料別※）注文用紙

※メール便、ゆうメール、レターパック、宅急便などでもっとも低料金となるものでお送りします

●お名前：

●郵便番号：

〒

—

●部数：

部

●電話番号：

(

)

●ご住所：

●その他：送付方法の指定や領収書のご希望などがあればお願いします

【F A X 送付書】

切り取ってお使いください
研究所のF A X 番号：
03 (5840) 6568

☐ 読者の声	機関誌や研究所に対するご感想・ご意見・取り上げて欲しいテーマなどをお寄せください（機関誌等に掲載することもあります）。		
お名前・ご所属等	年齢 才		
ご連絡先住所	〒		
電話番号・電子メールなど			

【入会申込 FAX 送付書】

切り取ってお使いください

研究所の FAX 番号：

03 (5840) 6568

特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所いのちとくらし 入会申込書

- ・会員の別 正会員 (個人 ・ 団体) 賛助会員 (個人 ・ 団体)
・入会口数 () 口

ふりがな	
団体名称または氏名	

※団体正会員の場合は法人・団体を代表して入会する個人名を、個人正会員の場合は所属・勤務先等を記入して下さい。(団体正会員は、入会時に登録された個人が定款上の社員となります。)

※団体会員で、登録する人物と実務担当が異なる場合は、担当者の氏名も記入して下さい。

(団体会員のみ)	ふりがな 代表して入会する個人名	
	ふりがな 実務担当者名	
(個人会員のみ)	ふりがな 所属・勤務先等	

※機関誌等の郵送先、連絡先を記入して下さい

〒番号	—		
住所			
電話番号	()	FAX 番号	()
電子メール	@		

※専門・主たる研究テーマまたは研究して欲しいテーマ・要望等を記入して下さい

--

・入会金と会費 (1) 入会金

団体正会員..... 10,000円

個人正会員.....1,000円

賛助会員 (個人・団体)0円

(2) 年会費 (1 口)

団体正会員.....100,000円 (1 口以上)

個人正会員.....5,000円 (1 口以上)

団体賛助会員..... 50,000円 (1 口以上)

個人賛助会員.....3,000円 (1 口以上)

【次号39号の予定】 (2012年 5 月発行予定)

- ・ TPP と非営利・協同セクター
- ・ 公共、公益の変動—東京都のウォータービジネス
- ・ 座談会「労働の諸問題」、その他

【編集後記】

2011年度も終わりますが、ようやく年間 4 冊の発行をすることができそうです。会計年度や学校年度などが 4 月に始まり 3 月に終わるのが日本では一般的ですが、グローバル化を念頭に大学入学を 9 月にするという議論が起こっています。震災復興、TPP 参加問題も含め、全体を見る視点を養えるよう、今後とも努力したいと思います。

【投稿規定】

原稿の投稿を歓迎します。原稿は編集部で考査の上、掲載させていただきます。必要に応じて機関誌委員会で検討させていただきます。内容については編集部より問い合わせ、相談をさせていただきます場合があります。

1. 投稿者

投稿者は、原則として当研究所の会員（正・賛助）とする。ただし、非会員も可（入会を条件とする）。

2. 投稿内容

未発表のもの。研究所の掲げる研究テーマや課題に関連するもの。①非営利・協同セクターに関わる経済的、社会的、政治的問題および組織・経営問題など。②医療・社会福祉などの制度・組織・経営問題など。③社会保障政策、労働政策・社会政策に関わる問題など。④上記のテーマに関わる外国事例の比較研究など。⑤その他、必要と認めるテーマ。

3. 原稿字数

① 機関誌掲載論文 12,000字程度まで。

② 研究所ニュース 3,000字程度まで。

③ 「研究所（レポート）ワーキングペーパー」 30,000字程度まで。

（これは、機関誌掲載には長すぎる論文やディスカッション・ペーパーなどを募集するものです）。

4. 採否

編集部で決定。そうでない場合は機関誌委員会で決定。編集部から採否の理由を口頭または文書でご連絡します。できるだけ採用するという立場で判断させていただきますが、当機関誌の掲げるテーマに添わない場合は、内容のできふでに関係なく残念ながらお断りする場合があります。

5. 締め切り

随時（掲載可能な直近の機関誌に掲載の予定）

6. 執筆注意事項

① 電子文書で送付のこと（手書きは原則として受け付けできません。有料となってしまいます）

② 投稿原稿は返却いたしません。

③ 執筆要領は、一般的な論文執筆要項に準ずる（「ですます調」または「である調」のいずれかにすること）。注記も一般的要項に準ずる。詳しくは編集部にお問い合わせください。

④ 図表は基本的に即印刷可能なものにすること（そうでない場合、版下代が生ずる場合があります）。

7. 原稿料

申し訳ありませんが、ありません。

**「特定非営利活動法人 非営利・協同総合研究所 いのちとくらし」
事務局**

〒113-0034 東京都文京区湯島2-7-8 東京労音お茶の水センター 2階

TEL : 03-5840-6567 / FAX : 03-5840-6568

ホームページ URL: <http://www.inhcc.org/> e-mail: inoci.@inhcc.org